資料４

課徴金制度の概要と見直しの視点
（資料編）

平成28年2月23日

ー　目次　ー

１　現行課徴金制度の枠組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２　事件処理の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
３　一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題点・・・・・・・・・・・・　6
４　調査協力インセンティブが存在しないことによる問題点・・・　17
５　EUの制裁金の算定方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
６　諸外国の制裁金等の算定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
７　金銭的不利益処分の国際水準比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
８　課徴金に関する裁判例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
９　課徴金に関する国会答弁　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40
１０ 過去の研究会・懇談会報告書等における整理　・・・・・・・・・・・44
１１ 我が国における他の課徴金制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・47
１２ 独占禁止法審査手続についての懇談会報告書　・・・・・・・・・・49

1 現行の課徴金制度の枠組み

禁止規定 ＼ 措置		行政処分				刑事罰（対法人：5億円以下の罰金）
		排除措置命令	課徴金納付命令（注1，2）			
			原則（製造等）	小売業	卸売業	
不当な取引制限		○	10%（4%）	3%（1.2%）	2%（1%）	○
私的独占	支配型	○	10%	3%	2%	○
	排除型		6%	2%	1%	
不公正な取引方法	共同の取引拒絶，差別対価，不当廉売，再販売価格拘束（注3）	○	3%	2%	1%	×
	優越的地位の濫用		1%			

■ 課徴金の算定方法

課徴金の額 ＝ 違反行為に係る期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額又は購入額（注4） ✖ 課徴金算定率 － 課徴金減免制度による減免

非裁量

個別事業者ごとに対象商品等（注5）の売上額等を認定

事業者の規模，業種等を認定

（注1） 表中の数字は算定率（括弧内の数字は中小事業者に対するもの）。

（注2） 10年以内に違反行為を繰り返した事業者（不当な取引制限及び私的独占），主導的役割を果たした事業者（不当な取引制限）に対しては5割増し，早期離脱した事業者（不当な取引制限）に対しては2割減の算定率が適用される。

（注3） 同類型の違反行為を繰り返した場合（公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に同類型の違反行為について，排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合）に課徴金の対象となる。

（注4） 優越的地位の濫用の場合は，違反行為に係る期間（最長3年間）における違反行為の相手方との取引額。

（注5） 一般的な価格カルテル事案においては，違反行為の対象商品又は役務の範疇に属する商品役務であって，違反行為による相互拘束を受けたものと解されている（東京高判平成22年11月26日・出光興産株式会社による審決取消請求事件等）。

一般的な入札談合事案においては，基本合意の対象とされた個別物件であって，基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと解されている（最判平成24年2月20日・株式会社新井組による審決取消請求事件等）。

1 現行の課徴金制度の枠組み（課徴金減免制度）

カルテル等の発見・解明を容易にするために，違反事業者が公正取引委員会に対して自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行えば，一定の要件の下で課徴金を減免する制度が平成17年独占禁止法改正法により導入され，平成21年独占禁止法改正法により対象事業者数が拡大されるとともに，同一企業グループによる共同申請が可能となった。

○ 調査開始前

1番目の申請者 ⇒ 課徴金を***免除***
2番目の申請者 ⇒ 課徴金を***50%減額***
3～5番目の申請者 ⇒ 課徴金を***30%減額***

○ 調査開始後20営業日以内

5番目までの申請者 ⇒ 課徴金を***30%減額***

- 調査開始前と開始後で併せて５社（調査開始後は最大３社）まで課徴金が免除又は減額。
- 減額率は一律・非裁量。
- 同一企業グループ内の複数の企業による共同申請も可能。

【課徴金減免制度に基づき，事業者により自らの違反行為に係る事実の報告及び資料の提出が行われた件数】

年度	20	21（注1）	22	23	24	25	26	累計（注2）
申請件数	85	85	131	143	102	50	61	836

（注１）平成21年独占禁止法改正法（平成21年法律第51号）により，平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている（①減免申請者数の拡大：調査開始前と開始後で併せて5社まで（ただし，調査開始後は最大3社まで）に拡大する。②共同申請：同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。）。
（注２）課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成27年3月末までの件数の累計。

2 事件処理の状況（法的措置件数の推移）

2 事件処理の状況（課徴金額の推移）

（注1）課徴金額については，千万円未満切捨て。

（注2）平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令に係る金額を除く。

（注3）平成17年改正後の独占禁止法に基づく課徴金納付命令については，当初命令額の合計額を記載している。

2 事件処理の状況（審判事件数等の推移）

	年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
審判事件数	前年度からの繰越件数	140	125	128	86	92	50	46	54	123	157	165
	審判手続開始件数	27	19	16	19	11	25	30	85	47	25	142
	うち排除措置命令審判事件	15	5	3	0	4	12	8	40	22	12	72
	うち課徴金納付命令審判事件	12	14	13	19	7	13	22	45	25	13	70
	年度内審判係属件数	167	144	144	105	103	75	76	139	170	182	307
	うち排除措置命令審判事件	32	29	30	20	22	26	26	60	75	83	151
	うち課徴金納付命令審判事件	135	115	114	85	81	49	50	79	95	99	156
審決件数	排除措置命令に係る審判審決	12	10	52	22	13	8	9	4	4	3	15
	課徴金納付命令に係る審判審決	32	14	46	11	45	21	16	8	9	12	18

（注1）審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注2）「排除措置命令審判事件」には，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件（課徴金納付命令に係るものを除く。）を含む。

①国際市場分割カルテル

参考事例：平成20年2月20日
マリンホースの製造販売業者に対する課徴金納付命令

事案例

- 商品Aの製造販売業者は，需要者が実施する商品Aの見積り合わせにおいて，商品Aを使用する国に本店を置く事業者を受注予定者とする旨（例えば，X国で使用する商品Aは，X国に本店を置く事業者を受注予定者とする。）を合意した。

問題点

- 「我が国に所在する需要者が発注する商品A」が一定の取引分野と画定される場合，
  - 当該分野における売上額の存在する日本企業に対してのみ課徴金の納付が命じられることになる。
  - 合意により当該分野における売上額が存在しない外国企業に対しては，カルテルの当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず，一切課徴金が課されない。
- 例えば，EUや米国では，制裁金等の算定基礎が柔軟に認定されるため，EU・米国における売上額が存在しない外国企業にも制裁金が課されている。

②入札談合・市場分割

参考事例：平成15年5月2日
日本道路公団四国支社が発注する道路保全土木工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令

事案例

- a地区に本店を置くX社は，有料道路の建設又は管理等を行う法人Aのa地区支社が公募型指名競争入札を導入したことを契機として，b地区に本店を置く事業者との間で，「法人Aのa地区支社が公募型指名競争入札の方法により発注する土木工事」について，過去の受注実績を尊重し，X社が受注する（b地区企業は受注しない）旨を合意した。

問題点

- 「法人Aのa地区支社が公募型指名競争入札の方法により発注する土木工事」が一定の取引分野と画定される場合，
  - 当該分野における売上額の存在するX社に対してのみ課徴金の納付が命じられることになる。
  - 合意により前記工事を受注していない（売上額が存在しない）b地区企業に対しては，入札談合の当事者として競争を実質的に制限しているにもかかわらず，一切課徴金が課されない。

3 一律かつ画一的な現行課徴金制度の問題点（課徴金の算定基礎となる売上額の問題）

③競争制限の対象となる取引分野での売上額がない者による違反

参考事例：平成27年1月16日
福井県経済農業協同組合連合会
に対する排除措置命令

事案例

- 農業協同組合連合会X（以下，連合会Xという。）は，会員の農業協同組合A（以下，農協Aという。）が発注する設備工事の入札執行補助業務等を受託することで管理料（当該工事代金等を基に算定）を得ている。
- 連合会Xは，管理料の確実な収受等を図るため，施工業者に対し，受注予定者を指定するとともに，入札すべき価格や入札予定者を指示し，当該指示で入札させることによって，「農協Aが発注する設備工事」の取引分野における競争を実質的に制限した。

問題点

- 団体Xは，法律に規定する売上額（一定の取引分野において違反行為者が供給した当該商品又は役務等の売上額等）が存在しないことから，自ら競争を実質的に制限しているにもかかわらず，一切課徴金が課されない（例えば「管理料」を算定基礎とすることもできない。）。

④違反行為の終了後に売上額が発生する場合

参考事例：平成21年7月10日
岡山市所在の市立中学校の修学旅行を取り扱う旅行業者に対する排除措置命令

事案例

- A市所在の市立中学校は，修学旅行が実施される前々年度の10月ころまでに複数の旅行業者に対し，修学旅行代金の見積書等の提出を求め，旅行業者から提出された当該見積書に基づき契約業者を選定していた。
- 旅行業者は，平成19年4月，2年後の平成21年4月以降に実施される市立中学校の修学旅行について，旅行代金を一定の価格以上とする旨を合意した。
- 当該旅行業者は当該合意に基づき市立中学校に見積書等を提出し，各市立中学校は当該見積書等に基づき契約業者を選定した。
- 当該合意は，合意の存在を指摘する匿名文書が送付されたことを契機として，平成21年1月に消滅した。
- その後，各市立中学校は既に選定した業者と契約を締結したため，違反行為終了後に当該旅行業者において当該契約に基づく売上額が発生した。

問題点

- 売上額の発生が違反行為終了後となるなど，違反行為の対象となる商品又は役務の売上額が違反行為の実行期間中に発生しない場合，違反行為者に対して一切課徴金が課されない。
- 例えば，EUでは，このような事案でも，平成21年1月以前の売上額などを算定基礎とすることにより，制裁金が課されている。

⑤子会社等を通じた販売活動

参考事例：平成27年5月22日
富士電線工業（株）に対する審決

事案例

- 商品Aの製造業者及び販売業者は，流通業者に対して販売される商品Aの販売価格の決定方法について合意した。
- X社は，自ら製造する商品Aを，子会社であるX’社（違反行為者ではない）を通じて流通業者に販売していた。

問題点

- ①X社のように子会社等を通じて商品Aを流通業者に販売している違反行為者については当該子会社等に対する売上額（販売マージンを含まない額）が，②自ら流通業者に販売している違反行為者については当該流通業者に対する売上額（販売マージンを含む額）が，それぞれ課徴金の算定基礎とされるところ，子会社等を通じて違反対象商品を販売しているか自ら販売しているかといった違反行為の内容とは無関係な事情によって，課徴金額が変動し得る。
- X社のような違反行為者から，例えば，X社がX’社に対して販売する商品Aは子会社に販売したものであって，合意の対象となった流通業者に対して販売したものではないため「当該商品」に含まれない旨の主張がなされる等，売上額の認定について実質論から離れた技術的問題が争点とされ得る。

⑥課徴金算定期間の上限

参考事例：平成20年2月20日
マリンホースの製造販売業者に対する課徴金納付命令

事案例

- 商品Aの製造販売業者は，平成12年1月から平成19年12月までの間（8年間），需要者が実施する商品Aの見積り合わせにおいて，商品Aを使用する国に本店を置く事業者を受注予定者とする旨（例えば，X国で使用する商品Aは，X国に本店を置く事業者を受注予定者とする。）を合意していた。

問題点

- 違反行為者に平成12年1月以降継続的に売上額が存在する場合でも，課徴金の算定期間は違反行為の実行期間の終期から遡って3年間のみとなる。
- 違反行為期間が3年を超える場合は，不当利得の剥奪すらできないこととなるため，抑止力として不十分となる。
- 具体的な取引が違反行為期間のどの時期に生じたかによって，課徴金額が変動し得る（例えば，平成12年から平成16年までの売上額に比して算定期間中の売上額が著しく少ない事業者も存在し得る。）。
- EUでは，算定期間の上限等は存在しないため，違反行為が行われていた全ての期間の売上額が制裁金の算定において考慮される。

⑦企業グループ内の事業再編

参考事例：平成27年3月26日
農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する課徴金納付命令

事案例

- 違反行為者のうちX社は，違反行為期間中に100%子会社であるX’社に違反行為に係る事業を譲渡したことにより，平成24年8月31日に違反行為を取り止めた。
- X’社を含むその他の違反行為者は，平成25年10月31日に違反行為を取り止めた。

問題点

- X社及びX’社はそれぞれ独自に課徴金納付命令の対象となるため，企業グループ単位でみると3年以上の期間の売上額が課徴金の算定基礎となる。
- 企業グループ単位で違反行為に係る事業が行われている場合，企業グループ内の組織編成といった違反行為の内容とは無関係な事情によって，課徴金算定期間が変動し得る。

⑧業種別算定率

参考事例①：平成24年1月19日
自動車メーカーが発注する自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の見積り合わせの参加業者らに対する課徴金納付命令

参考事例②：
平成26年6月9日
（株）フジクラに対する審決

不当な取引制限・私的独占	
通常算定率（製造等）	10%
軽減算定率（小売）	3%
軽減算定率（卸売）	2%

東京高判平成18年2月24日
…実質的にみて小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っていると認められる特段の事情があるときには，当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うべきである…

事案例

- 商品Aの製造業者又は販売業者は，需要者が実施する商品Aの見積り合わせにおいて，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。
- 当該業者のうちX社及びY社は，いずれも商品Aの製造を子会社に委託していた。
- このうちY社は，製造機能を有すると認定され，通常算定率（10%）が適用されたのに対し，X社は，製造機能を有しないと認定され，卸売業として軽減算定率（2%）が適用された。

問題点

- 違反行為者単体の機能といった技術的な事情によって業種が認定される仕組みとなっていることから，違反行為の内容とは無関係な事情によって課徴金額が変動し得る。
- 企業グループ全体で事業を行っている場合，製造機能を有さない会社を違反行為に参加させることで，軽減算定率の適用を受けることが可能になる。

⑨中小企業算定率

参考事例①：平成22年1月27日
電力会社が発注する電力用電線等の見積り合わせ又は競争入札の参加業者に対する課徴金納付命令

参考事例②：平成27年3月26日
農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の施工業者に対する課徴金納付命令

中小企業の定義

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて，製造業…を主たる事業として営むもの（法第7条の2第5項第1号）

制度趣旨

①カルテルによる経済的利得は企業の価格交渉力によって変化するところ
中小企業の場合は価格交渉力が低いと考えられること
②規模の大小を区別せずに算定率を定めると，中小企業にとっては相対的に大きな経済的負担となること
③中小企業のカルテルは国民経済に与える悪影響の程度が相対的に小さいと考えられること

中小企業基本法に倣うと，親会社からの出向者は違反行為者の「常時使用する従業員」には該当しない。

事案例

【事例①】
- 違反行為者の実質的な従業員は300人を超えるが，親会社（大企業）からの出向者（形式的に親会社に雇用されている者）を除くと，違反行為者の従業員は300人以下であった。

【事例②】
- 違反行為者は大企業の100%出資子会社であった。

問題点

- いずれの事例においても，事業者単体の形式的な資本金が3億円以下又は従業員が300人以下であるため，違反行為者には中小企業算定率（4%）が適用される。
- 企業グループ単位で事業活動が行われている場合でも，事業者単体の形式的な資本金の額又は従業員の数により機械的に中小企業算定率が適用されるため，制度趣旨から乖離した適用事例が生じ得る。

⑩早期離脱

参考事例：平成23年10月6日
石川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する課徴金納付命令

早期離脱の要件

事業者が，当該違反行為に係る事件について第47条第1項第4号に掲げる処分又は第102条第１項に規定する処分が最初に行われた日…の１月前の日…までに当該違反行為をやめた者（当該違反行為に係る実行期間が2年未満である場合に限る。）であるとき（法第7条の2第6項第1号）

制度趣旨

違反行為に着手した者であっても短期間で止めるインセンティブを高めること

事案例

- 建設業者は，平成19年4月から平成20年12月までの間，X県の発注する土木工事（X県から土木工事についてA又はBの等級に格付けされている事業者のみを入札参加者とするもの）について，合意により受注予定者を決定し，合意により受注予定者が受注できるようにしていた。
- 当該建設業者のうち２社は，平成19年9月，自主的に合意から離脱する旨を表明し，違反行為を取り止めた。
- 当該建設業者のうち9社は，自主的にではなく，X県からC又はDの等級に格付けされたことによって，違反対象工事の入札に参加できなくなったため，違反行為から離脱した。
- 上記9社のうち4社については，立入検査の1か月前の日以前にC又はDの等級に格付けされた一方，残り5社については，立入検査の1か月前の日以後にC又はDの等級に格付けされた。

問題点

- 前記2社及び前記4社には等しく軽減算定率（通常10%→8%）が適用される一方，前記5社には通常算定率（10%）が適用される。
- 減算定率は，違反行為を取り止めた事情ににかかわらず機械的に適用されるため，制度趣旨から乖離した適用事例が生じ得る。

⑪主導的役割

参考事例：平成25年12月20日
東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する課徴金納付命令

主導的役割の要件

一．…当該違反行為をすることを企て，かつ，他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し，依頼し，又は唆すことにより，当該違反行為をさせ，又はやめさせなかつた者

二．…他の事業者の求めに応じて，継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価，供給量，購入量，市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三．…次のいずれかに該当する行為であつて，当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ　他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し，依頼し，又は唆すこと。

ロ　他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価，供給量，購入量，市場占有率，取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること

（法第7条の2第8項第1～3号）

事案例

- 建設業者は，A社が発注する設備工事について，合意により，受注予定者を決定し，受注予定社が受注できるようにしていた。
- X社は，当該合意に際し，会合の開催を呼び掛け，受注調整を提案し，受注調整の方法について話し合うことを働きかけるなど，主導的役割を果たしたが，その後，主導的役割を果たした事実はない。
- 当該違反行為は合意以降，長期にわたって行われていた。

問題点

- X社が主導的役割を果たしていた内容や期間にかかわらず，割増算定率（10%→15%）は実行期間全体の売上額に対して機械的に適用される。
- 主導的役割を果たしていた程度や期間等を勘案して割増算定率を決定することができれば，より適正な課徴金額を算定し得る。

4 調査協力インセンティブが存在しないことによる問題点

		日本	欧州	米国
制裁金	上限額	一律かつ画一的に算定・上限額なし	全世界年間売上額の10%	1億ﾄﾞﾙ／利益・損害の2倍
	基礎額 基本算定率	原則10%（行為類型，業種及び企業規模に応じた画一的な率）	30%以内	20%
	基礎額 対象となる違反行為期間	最長3年	上限なし	上限なし
	調査協力・非協力の勘案	－	○	○
	加減算率	－	裁量的に決定	裁量的に決定
	制度の特徴	➢ 課徴金の水準が低い ➢ 調査協力の状況は課徴金額の基礎額の加減算に反映することができない ➢ 基礎額の加減算の率が法定化，非裁量的に決定	➢ 制裁金・罰金の水準が極めて高い ➢ 調査協力の状況を勘案して，基礎額の加減算を行うことが可能 ➢ 基礎額の加減算の率は，裁量的に決定することが可能	
リニエンシー	免除される事業者	最大1社	最大1社	最大1社
	減額される事業者	最大4社	制限なし （ただし，重大な付加価値を有する証拠を提供する場合）	制限なし （司法取引の場合）
	減額率	申請順位・時期により50%又は30%　率は画一的・非裁量	1位：50%～30% 2位：30%～20% 3位以降：20%以内　裁量的に率を決定	裁量的に決定
	全面的・継続的な調査協力義務	－	○	○
	制度の特徴	➢ 免除される事業者：違反事件の端緒を得るためのツールとしては機能しているが，完全協力義務の不存在により，その後の調査協力を得るためのツールとしては不十分 ➢ 減額される事業者：事実報告・資料提出により実態解明に当たって一定の効果が得られているものの，完全協力義務の不存在や証拠の付加価値を考慮しないことなどにより，その効果は限定的	➢ 免除される事業者：違反事件の端緒を得るためのツールとして機能しているほか，その後の調査においても全面的な協力義務が課されているため，効率的に事件を処理するためのツールとしても機能 ➢ 減額される事業者：全面的な協力義務を課すとともに証拠の付加価値を考慮して減額率が決定されるため，実態解明において最大限の効果が得られる	
当局との合意による減額		－	和解制度による制裁金の減額：当局が和解に適する事案であるかを判断した上で協議を開始し，事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことを申し出て，当局が合意した場合には，手続を簡略化し，制裁金を10%減額する	司法取引により調査協力の度合いに応じた裁量的な量刑の軽減が可能：通常，反トラスト法違反事件に基づく司法取引では，捜査機関への協力義務が含まれる一方で，事業者側は量刑上有利な取扱いが得られる（訴因の縮小，一部撤回，求刑の引下げ等）
調査非協力・妨害に対する措置		検査妨害等の罪（独占禁止法第94条） 適用事例なし	調査非協力・妨害は違反行為に係る制裁金（理事会規則第23条第2項）の加算のほか，調査非協力・妨害単体でも，別途制裁金（同第23条第1項）・履行強制金（同第24条第1項）の対象となり得る　適用事例あり	調査非協力・妨害は，量刑の加算事由となるほか，司法妨害罪及び偽証罪が別途科され得る 適用事例あり

対立型事件審査　事業者が調査に協力するインセンティブが確保されていない。

⇩

事件処理に多大なリソースとコストを要する

協力型事件審査　事業者が事実認定に資する証拠資料や供述を自ら提出するなど，積極的に調査に協力するインセンティブが確保されている。

⇩

より少ないリソースとコストで効率的な事件処理が可能

5　ＥＵの制裁金の算定方法

①　算定方法

制裁金額 ➡ 基礎額（関連売上額 × 算定率（重大性係数） × 違反期間 ＋ エントリーフィー） × 加算・減算要素の考慮 × リニエンシーによる減額 × 和解手続による減額

上限額（賦課決定の前事業年度の全世界総売上額の10％以内）(注1)の適用

リニエンシーによる減額：
免除：1社
減額：第1位　30～50%
第2位　20～30%
第3位以降　～20%
・事件調査への貢献の程度を考慮して率を決定
・全面的かつ継続的な協力義務
・減額の順位は免除事業者を除いた中での順位

和解手続による減額：一律10%

②　基礎額の算定要素

要素	説明
関連売上額(注2)	違反行為期間のうち最終事業年度（1年間）における，違反行為に関連する商品・サービスの売上額
算定率（重大性係数）(注3)	行為類型など違反行為の重大性の程度により30%以下の率を乗じる
違反期間(注4)	違反行為期間の年数を乗じる（6か月未満の期間は0.5年，6か月以上1年未満の期間は1年として計算）（上限なし）
エントリーフィー(注5)	違反行為への参加を抑止する観点から，行為類型等に応じて関連売上額の15～25%を上乗せ

③　加算・減算要素

要素		説明
加算要素（注6）	繰り返し違反	類似の違反行為を繰り返した場合（最大100%加算。過去の違反歴1回ごとに加算し，加盟国における措置も違反歴に含まれる。）
	主導的・扇動的役割その他他の事業者への強要・報復措置	主導者・扇動者として，他の事業者に対し違反行為への参加を強要した場合，違反行為の実効性確保のため他の事業者に対して報復措置を採った場合（加算幅の規定なし）
	調査非協力・妨害	調査に対して協力を拒絶又は妨害をした場合　（加算幅の規定なし）
	抑止・均衡に係る調整	総売上額が関連売上額と比較して特に大きい場合，違法な利益の推定が可能でその額が制裁金を上回る場合（加算幅の規定なし）
減算要素（注7）	調査協力	リニエンシー制度の枠外又は法的義務の範囲外での効果的な協力を行った場合（減算幅の規定なし）
	限定的関与・競争的行為	競争的な行動を採ることによって違反行為への加担を避けていた場合（減算幅の規定なし）
	過失による関与	過失により違反行為を行った場合（減算幅の規定なし）
	規制事情	事業者の反競争的行為が公的機関又は法律によって許可又は推奨されていた場合（減算幅の規定なし）
	支払能力の欠如	前記1の方法により算定された制裁金の賦課により，事業者の財務状況が回復不可能なほど害され，全ての資産価値を失う原因となる場合（減算幅の規定なし）

（注）「Council Regulation (EC) No1/2003」（以下「理事会規則」という。），「Guidelines on the method of setting fines imposed pursuant to Article 23(2)(a) of Regulation No 1/2003 (2006/C 210/02)」（以下「制裁金ガイドライン」という。）による。

５ ＥＵの制裁金の算定方法

（注1）上限額

- 制裁金賦課決定の前事業年度の総売上額の10%を上回らないものとする。また，上限額はベース額（基礎額に加減算要素を勘案して調整した額）に対する上限であって，リニエンシーや和解によって減額された後の額の上限ではない。
- 子会社の違反行為について親会社の関与・責任が認定される場合には，親会社グループ全体の総売上額の10%が上限となる。
- 違反行為者の財務状況を適切に評価し，制裁金額が十分な抑止力となるよう，制裁金賦課決定の前事業年度以外の年度の総売上額を用いることもできる。

（注2）関連売上額

- 原則として，違反行為期間のうち違反事業者（又は違反事業者グループ）の最終事業年度における違反行為に関連する欧州経済領域（欧州連合〔EU〕及び欧州自由貿易連合〔EFTA〕を包括する共同市場を指す。以下，「EEA」という。）内の商品又は役務の売上額を用いる。
- 違反行為がEEAを越えて広がっており，EEA内の違反行為に関連する商品等の売上額が違反行為に対する各違反事業者の比重を適切に反映していないと認定される場合には，違反行為が行われた地理的範囲（EEAよりも広い範囲）の違反行為に関連する商品等の総売上額及び各違反事業者のシェアを算出し，当該シェアをEEA内の違反行為に関連する商品等の総売上額にあてはめたものを各違反事業者の売上額として用いる。
- 欧州委員会が最も標準的な数値と考える数値を用いることができる（例えば，最終事業年度ではなく別の事業年度を用いることもできる。）。

（注3）算定率（重大性係数）

- 30%を上限として，違反行為の重大性（違反行為類型，違反行為者の市場シェアの合計値，違反行為の地理的範囲，実施行為の有無等）を考慮して決定。
- EUの制裁金ガイドライン上，ハードコア・カルテルに対しては通常上限の30%となる旨の規定があるものの，運用上は15%～25%に決定。

（注4）違反期間

- 原則，違反行為期間の年数を乗じる（EUの制裁金ガイドライン上，6か月未満の場合は0.5年に換算，6か月から1年未満は1年に換算）。
- 運用上，2010年以降は，原則月単位（1か月当たり0.08年）で換算し，月単位未満は切り捨てられている。

5 ＥＵの制裁金の算定方法

（注5）エントリーフィー

- 前記の関連売上額の15%～25%の間で決定する。運用上，25%とされた事例はマリンホースカルテル事件1件のみであり，通常は20%以下で決定。
- エントリーフィーの水準は，算定率を決定する際に考慮された重大性を反映することとなり，また，同一の事件における各違反行為者に対しては，おおむね同水準が適用。

（注6）加算要素

- EUの制裁金ガイドラインでは，加算要素として，①継続・繰り返し違反，②調査非協力・妨害，③主導的役割（違反行為の強要・報復措置），④抑止・均衡に係る調整が明記されており，これらの運用状況は以下のとおり。

※　現行の制裁金ガイドラインの最初の適用事案（平成19年11月）から平成27年12月末時点の間に公表された決定事例（56件，348名〔企業グループ単位〕）をベースに公表情報から把握できる限りで算出。括弧内は加算率の適用範囲。

①継続・繰り返し違反：17名（50%～100%）
②調査非協力・妨害：1名（30%）
③主導的役割：3名（30%～50%）
④抑止・均衡に係る調整：34名（10%～100%）

（注7）減算要素

- EUの制裁金ガイドラインでは，減算要素として，①調査開始直後における違反行為の停止，②過失による関与，③限定的関与・競争的行為，④調査協力，⑤規制事情が明記されており，これらの運用状況は以下のとおり。

※　現行の制裁金ガイドラインの最初の適用事案（平成19年11月）から平成27年12月末時点の間に公表された決定事例（56件，348名〔企業グループ単位〕）をベースに公表情報から把握できる限りで算出。括弧内は減算率の適用範囲。

①調査開始直後における違反行為の停止：1名（20%）
②過失による関与：0名
③限定的関与・競争的行為：31名（5%～15%）
④調査協力：9名（3%～18%）
⑤規制事情：18名（15%～60%）

5 ＥＵの制裁金の算定方法（リニエンシー制度）

全額免除の場合

減額の場合

減免要件

（調査開始前）立入検査を実施するのに十分な情報，証拠を最初に提出すること
（調査開始後）当局が違反認定できる情報，証拠を最初に提出すること

「重大な付加価値を有する証拠」の提出【※】

完全協力義務 ： 継続的かつ迅速に，誠実かつ全面的に当局に協力する義務

- a 全ての証拠等を保有した都度速やかに提出する義務
- b 当局の要求に対して迅速に回答する義務
- c 従業員等を供述聴取に対応させる義務
- d 申請した証拠等を毀損，改ざん又は隠匿しない義務

等

その他 ： 違反行為の終了 ・ 他社に違反行為への参加等の強要をしていないこと ・ 申請の事実又は内容の開示禁止

全額免除（最大１社）

【※】の要件を満たした順に以下の範囲で減額率を決定

第1順位	50%～30%
第2順位	30%～20%
第3順位以降 ⋮	最大20%

- **減額を受けられる事業者数に制限なし**
- **減額率は，それぞれの順位の減額幅の範囲内で，証拠が提出された時期及び証拠の付加価値の程度を考慮して決定**

（注）「Commission Notice on Immunity from fines and reduction of fines in cartel cases (2006/C 298/11)」（以下「リニエンシー告示」という。）による。

5　ＥＵの制裁金の算定方法（和解手続 -settlement procedure-）

1. 制度

◆ 和解手続（settlement procedure）とは，平成20年6月に導入された制度であり，欧州委員会のカルテル事件処理において，違反事実等について事業者の同意が得られた場合に，簡略化された手続で処分を行うまでの一連の手続。

◆ 目的は，事件処理の迅速化・効率化を図ることにより全体としての抑止力を向上させつつ公共の利益を増大させるため，処分（最終決定）前手続の簡略化により，手続の効率化を図ること。

2. 手続（基本的な流れ）

青：欧州委員会　赤：事業者　黄：双方

注：上記数値は，個別事案における平均処理期間

＜参考＞通常の手続の場合，処分案（異議告知書）の送付以降処分までの期間（カルテル事件）は，平均19.5か月

3. 効果等

◆ 違反行為を認定した上で，<u>制裁金を10%減額</u>。

◆ 異議告知書及び最終決定に和解の提案の内容が反映されている場合，事業者は，通常処分前手続で行われる事件記録の開示及び意見聴取を要請できない。

◆ 異議告知書及び最終決定文の記載が簡略化。

（注）「COMMISSION REGULATION (EC) No 622/2008 of 30 June 2008 amending Regulation (EC) No 773/2004, as regards the conduct of settlement procedures in cartel cases」，「Commission Notice on the conduct of settlement procedures in view of the adoption of Decisions pursuant to Article 7 and Article 23 of Council Regulation (EC) No 1/2003 in cartel cases (2008/C 167/01)」（以下「和解手続告示」という。）による。

５ ＥＵの制裁金の算定方法（和解手続 -settlement procedure-）

4. メリット

◆ 欧州委員会にとってのメリット：①手続の効率化によるリソースの節約
②リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化
③訴訟回避

◆ 事業者にとってのメリット　：①制裁金の10%減額
②手続の迅速化によるリソースの節約
③最終決定文の情報量減少による私訴（損害賠償訴訟等）リスクの軽減

（注）和解手続告示，欧州委員会ウェブサイトQ＆A（Cartel case settlement），亀岡悦子「EU競争法の最近の動向と実務上の留意点」（『公正取引』727号）による。

5. 運用状況

◆ 2010年５月に初の和解手続適用事件が処理され，2010年から2015年３月までの間に決定が採択されたカルテル事件28件のうち，17件が和解手続により処理されている。

6. 事件例

＜事件概要（2013年7月10日決定）＞

◆ 自動車部品の製造業者である住友電気工業，矢崎総業，古河電気工業，S-Y Systems Technologies（SYS：矢崎総業の完全子会社）及びLeoniが，自動車メーカー（トヨタ，ホンダ，日産及びルノー）向けのワイヤーハーネスの供給に関し，5つのカルテルを行っていた事案

◆ 制裁金総額は，合計1億4179万1000ユーロ
（和解手続告示に基づき，各社の制裁金をそれぞれ10%減額）

6 諸外国の制裁金等の算定方法

		日本（独占禁止法）	EU（制裁金ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ）	英国（制裁金ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ）	仏国（制裁金告示）	独国（制裁金ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ）	米国（量刑ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ）	韓国（制裁金告示）
賦課・算定の裁量		—	○	○	○	○	○（罰金）	○
上限額		— （基礎額の2倍）	総売上額[注]の10%	総売上額の10%	総売上額の10%	総売上額の10% 100万ユーロ	1億ドル 利益・損害の2倍	関連売上額の10%
基礎額	算定率（×関連売上額[注]）	10%	30%以内	30%以内	30%以内	10%	20%	10%以内
	対象となる違反期間	上限3年	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし	上限なし
	簡便な算定方法	—	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	最終年度の 関連売上額 × 違反行為期間	—	“有責性スコア”に応じて，罰金額の上限・下限を決定（最終的に関連売上額の80～20%） ※以下は，有責性スコアの判断要素	—
	基礎額の調整	小売・卸売業者等の算定率を軽減	最終年度の 関連売上額の 15～25%加算	—	違反行為期間は 2年目以降 0.5年として計算	事業者の 規模に応じて 2～6倍超加算		違反行為期間・回数に応じて 最大100%加算
加算要素	違反行為の繰返し	○ （50%）	○ （100%以内）	○ （100%以内）	○ （50～15%）	違反行為が市場に与える影響，違反行為者の役割・過去の違反歴・支払能力等を総合的に考慮して，基礎額の加算・減算を行う。	○	○ （50～20%以内）
	主導的役割	○ （50%）	○	○	○		—	○ （30%以内）
	調査非協力・妨害	—	○ （加算幅制限なし）	○ （加算幅制限なし）	—		○	○ （40%以内）
	その他	—	事業規模　等	事業規模　等	事業規模　等		役員の関与　等	役員の関与　等
減算要素	早期離脱	○ （20%）	—	○	—		—	○ （50～20%）
	調査協力	—	○ （減算幅制限なし）	○ （減算幅制限なし）	—		○	○ （30%以内）
	その他	—	支払能力　等	支払能力　等	支払能力　等		支払能力　等	支払能力　等
課徴金減免制度による減額		○	○	○	○	○	○	○
	減額率の裁量的決定	—	○	○	○	○	—	—
	調査協力義務	—	○	○	○	○	○	○
和解手続等による減額		—	○	○	○	○	（司法取引）	—
刑事罰		併科あり	—	自然人のみ	併科あり	自然人のみ	刑事罰のみ	併科あり

（注）「関連売上額」とは，違反行為期間における違反行為に関連する商品・役務の売上額（次項参照），「総売上額」とは，前年度における事業者の売上の総額をいう。

6 諸外国の制裁金等の算定方法（関連売上額）

	関連売上額の定義	解釈・運用等
日本	○独占禁止法7条の2第1項 当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が３年を超えるときは，当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて３年間とする。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は，当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）	○ 一般的な価格カルテル事案においては，違反行為の対象商品又は役務の範疇に属する商品役務であって，違反行為による相互拘束を受けたものと解されている（東京高判平成22年11月26日・出光興産株式会社による審決取消請求事件等）。 ○ 一般的な入札談合事案においては，基本合意の対象とされた個別物件であって，基本合意に基づく受注調整等の結果，具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと解されている（最判平成24年2月20日・株式会社新井組による審決取消請求事件等）。
EU	○制裁金ガイドライン13項 ＥＵ領域内の関連地理的範囲における，違反行為に直接的又は間接的に関連する製品又は役務の違反事業体の売上額	○ 通常は，当該事業者による違反行為継続期間の最終の事業年度における売上高を用いる（制裁金ガイドライン13項）。 ○ カルテル対象商品が当該商品とグレードの異なる他の商品の価格を設定する際の基準となっているような場合は，当該グレードの異なる商品をも関連売上額の範囲に含めることができる（制裁金ガイドライン13項脚注・間接的に関連する売上額の例）。 ○ 違反行為が行われた市場の地理的範囲が，欧州経済領域（EEA）を超える場合（市場分割カルテル等）は，EEAよりも広い範囲の市場における違反行為者のシェアを決定し，このシェアを当該違反行為者が関係するEEA内における総売上高に当てはめたものを各違反事業者の売上額として用いる（制裁金ＧＬ18項）。 ○ ①違反行為が１年に満たなかったため，違反行為期間の売上額を基に１年間分の売上額を擬制し，当該数値を用いた事例（Case COMP/39482［2011］），②違反対象物件が予定どおり発注されず，売上が発生しなかったため，本件違反行為とは別に発注者に販売された対象商品の数量にカルテル価格を乗じた額を違反行為者数で除した数値を用いた事例（Case COMP/39748［2013］），③国際市場分割カルテルにおいて，取引分野の総売上額を算定し，シェアに応じて売上額を算定した例（Case COMP/39406[2009]）等がある。
イギリス	○制裁金ガイダンス2.7項 違反事業体の最終事業年度における，違反行為により影響を受けた商品役務及び地理的市場における違反事業者の売上額	○ 違反行為により影響を受けた商品役務及び地理的市場は，制裁金が制裁として十分となるよう，合理的かつ適切な範囲で認定される（制裁金ガイダンス2.7項脚注18）。 ○ 通常，売上額は会計上の数値を用いるが，一定の場合には，関連市場における違反行為者の経済活動を反映する他の適切な数値を用いる（制裁金ガイダンス2.8項）。
フランス	○制裁金告示33項・34項 違反被疑事業体又は事業者が違反行為に関与していた期間のうちの最後の１年間における，違反行為に関連する商品役務群の国内売上額	○ 違反行為に関与していた期間のうちの最後の１年間の売上額が不適切な場合は，他の適切な会計年度又は複数の会計年度の平均値を用いることができる（制裁金告示37項）。 ○ 企業グループで違反行為に関与していた場合は，当該企業グループに属する全ての事業体の売上額を考慮に入れる（制裁金告示38項）。 ○ 定義する売上額によると，違反行為の経済的規模や違反行為者の関与度合が十分に反映されないと当局が判断した場合は，当該定義による売上額の認定方法は修正される。例えば，一定の商品役務を供給する際に得る手数料に関する違反行為の場合は，当該手数料を基礎として売上額を算定する。また，ある事業者が他の事業者と共謀して，フランス国内では商品を販売しないようにする違反行為の場合は，フランス国外での売上額を基礎として売上額を算定する（制裁金告示39項）。

6 諸外国の制裁金等の算定方法（関連売上額）

	関連売上額の定義	解釈・運用等
ドイツ	○制裁金ガイドライン11項 違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の違反行為者の国内売上額	○ 制裁金は，違反行為により違反行為者が得るであろう競争上の利得と違反行為が第三者又は経済に与える損害（以下「利得及び損害額」という。）の予測額と比例する必要があり，利得及び損害額は違反行為期間中の違反行為に関連する商品役務の国内売上額（以下「関連売上額」という。）から推計される（制裁金ＧＬ４項）。 ○ 違反行為の性質上又は不測の事態により関連売上額が生じなかった場合は，違反行為又は不測の事態がなかったときに得ていたであろう売上額を利得及び損害額の認定に用いる（制裁金ＧＬ11項）。 ○ 関連売上額が生じない例として，①市場分割カルテルのような違反行為類型の場合や，②競争入札における入札談合で第三者が落札してしまった場合や入札手続が実施されなかった場合が挙げられる（制裁金ＧＬ注釈２頁）。
米国	○量刑ガイドライン・マニュアル§2R.1.1(b)(2) 違反行為によって影響を受けた通商額	○ 入札談合事案については，入札しない又は（落札できないような）高い額で入札するという形で合意に参加した事業者について，売上額がゼロとなるため，そのような場合には，量刑ＧＬの示す量刑の幅の最高値に近い罰金額を科すことを検討すべき（量刑ＧＬマニュアル§2R1.1，Commentary，note 6）。 ○ 共謀の影響を全く受けていない取引に係る通商額は罰金の算定の基礎とされるべきではないが，共謀の影響が生じていない取引という「稀な状況」については，違反行為者のよく知るところであるので，当該状況を証明する責任は，証拠の優越の原理の下，違反行為者が負うべき（United States v. Micheal D Andreas，216 F.3d 645，7th Cir. 2000.）。 ○ 違反行為によって影響を受けた通商額の認定に際し，裁判所が詳細な調べをする必要はなく，共謀が有効であった期間を認定することで十分であり，一度裁判所が特定の期間における共謀の存在を認定したら，当該期間における全ての売上は共謀による影響を受けたという反論可能な推定が生じる（United States v. Anthony J Giordano and others，261 F.3d 1134，11th Cir. 2001.）。
韓国	○韓国独禁法施行令9条1項 違反事業者が違反期間中一定の取引分野において販売した商品役務の売上額又はこれに準ずる金額	○ 売上額を算定するための商品の範囲は，違反行為によって直接又は間接に影響を受ける商品の種類と性質，取引地域，取引相手方，取引段階などを考慮して決め，違反期間は，違反行為の開始日から終了日までの期間とし，売上額は，事業者の会計資料などを参考にして決めることを原則とするが，それぞれの範囲は行為類型ごとに個別・具体的に決める（韓国独禁法施行令61条1項・別表２）。 ○ 違反行為によって実際に取引の対象となったものはもちろん，場合によっては取引の対象にならなかったものも含まれ得る（課徴金賦課の細部基準等に関する告示・韓国公取委告示2010-9号 Ⅱ5ナ(1)）。 ○ 商品範囲を定めることが困難な場合は，違反行為によって直接被害を被ったか又は被る可能性が顕著となった他の事業者と関連がある商品を，他の事業者に直接的な被害がない場合は，消費者の直接的な被害に関連した商品を対象商品役務とすることができる（前記告示 Ⅱ5ナ(2)）。 ○ 違反行為が特定の範囲（取引地域，取引の相手方，取引方法）に限定されて行われ，その影響も当該範囲の中に限定される場合は，商品も同じく特定の範囲内のものとなる反面，違反行為の影響が商品全体に及ぶとされた場合は，たとえ違反行為が特定の範囲に限定されていたとしても対象商品役務は影響を受ける商品全体になる（課徴金賦課時の売上額の算定及び違反行為判断に関する内部指針・2004/10）。

6 諸外国の制裁金等の算定方法（制裁金等の加算・減算要素）

		日本 （独占禁止法）	欧州 （制裁金ガイドライン）	英国 （制裁金ガイダンス）	仏国 （制裁金算定に関する告示）	独国 （制裁金算定ガイドライン）	米国 （量刑ガイドライン）	韓国 （課徴金賦課細部基準等に関する告示）
加算要素	繰り返し違反	○【50%加算】 過去10年以内に課徴金納付命令等を受けたことがある場合	○【最大100%加算】 類似の違反行為を繰り返した場合（過去の違反歴1回ごとに加算し，加盟国における措置も違反歴に含まれる）	○【最大100%加算】 過去15年以内に類似の違反行為を繰り返した場合（過去の違反歴1回ごとに加算）	○【50～15%加算】 過去15年以内に類似の違反行為を繰り返した場合	■ 違反行為及び違反行為者に係る以下に例示する事情を総合的に考慮して，基礎額の加算又は減算を行う。 **≪違反行為≫** ・違反行為の類型と期間 ・市場への影響（例えば，違反行為の影響を受けた市場の地理的範囲，違反行為の重大性） ・市場の重要性（例えば，違反行為によって影響を受けた商品の種類） ・違反行為者間における組織化の程度 ※ハードコアカルテルにおいては，通常，加算要素として考慮される。 **≪違反行為者≫** ・カルテルメンバー内での役割 ・市場における地位 ・価値創造（value creation）の程度 ・故意・過失の程度 ・過去の違反歴 ・支払能力	○ 過去10年以内に類似の違反行為について刑事処分等を受けている場合	○【50～20%以下の加算】 過去3年以内に違反行為を繰り返した場合，回数に応じて加算
	主導的・扇動的役割その他他の事業者への強要・報復措置	○【50%加算】 違反行為を企て，他の事業者に対し要求等した場合，他の事業者に対し価格等を指定した場合	○ 主導者・扇動者として，他の事業者に対し違反行為への参加を強要した場合違反行為の実効性確保のため他の事業者に対して報復措置を採った場合	○ 違反行為に係る主導者又は扇動者としての役割を担っていた場合，違反行為の継続を確保するために，他の事業者に対し強要又は報復措置を採った場合	○ 違反行為に係る主導者又は扇動者としての役割を担っていた場合，他の事業者に対し違反行為への参加を強要した場合，他の事業者に対し違反行為を強制させるために報復措置を採った場合		—	○【30%以下の加算】 違反行為を主導又は扇動した場合 ○【20%以下の加算】 違反行為への参加を拒否した他の事業者に対し報復措置を採った場合
	調査非協力・妨害	—	○ 調査に対して協力を拒絶又は妨害をした場合	○ OFTの執行活動を遅延させる，継続的・反復的で不当な行動	—		○ 捜査，訴追，量刑の手続を故意に妨害し，妨害しようとし，又はこの種の妨害行為の発生を防止するための合理的措置を採らなかった場合	○【40～20%以下の加算】 調査現場への立入りの阻止資料の隠匿・廃棄等を通じて調査を拒否，妨害又は忌避した場合
	役員等の関与	—	—	○ 取締役又は上級管理職が違反行為に関与していた場合	—		○ 上級職員が違反行為に関与していた場合，実質的権威のある職員による違反行為が組織中に広がっていた場合	○【10%以下の加算】 取締役等の役員が直接違反行為に関与していた場合
	抑止・均衡に係る調整	—	○ 総売上額が関連商品売上額と比較して特に大きい場合，違法な利益の推定が可能でその額が制裁金を上回る場合	○ 関連市場以外における売上額が総売上額の大部分を占める場合，違反行為による経済的利得が制裁金の水準を超える場合	○ 事業者の事業規模や経済力が特に他の違反事業者と比較して重大である場合		—	—
	その他	—	—	・調査開始後に違反行為を継続している場合 ・違反行為が故意により行われた場合 ・リニエンシー申請者に対して報復措置を採った場合	・公共サービスの任務を委任されていることを背景に，特定の影響力を行使すること		・裁判所の命令等に違反した場合 ・不当利得の吐き出し（Disgorgement）：違反行為によって得た利得が損害賠償又はその他の救済措置によって支払われない場合	・上記の加算要素に準ずる事由がある場合【10%以下の加算】

		日本	欧州	英国	仏国	独国	米国	韓国
減算要素	短期・早期離脱	○【20%減算】 調査開始日の1か月前までに違反行為をやめ，かつ，違反期間が2年未満のときに限る	—	○ 調査開始後，直ちに違反行為を終了した場合	—	■ 違反行為及び違反行為者に係る以下に例示する事情を総合的に考慮して，基礎額の加算又は減算を行う。 **《違反行為》** ・違反行為の類型と期間 ・市場への影響（例えば，違反行為の影響を受けた市場の地理的範囲，違反行為の重大性） ・市場の重要性（例えば，違反行為によって影響を受けた商品の種類） ・違反行為者間における組織化の程度 ※ハードコアカルテルにおいては，通常，加算要素として考慮される。 **《違反行為者》** ・カルテルメンバー内での役割 ・市場における地位 ・価値創造（value creation）の程度 ・故意・過失の程度 ・過去の違反歴 ・支払能力	—	○【50～20%の減算】 違反行為を自主的に是正（価格の引下げ，被害の現状回復等）した場合（※リニエンシー適用事業者を除く）
	調査協力	—	○ リニエンシー制度の枠外又は法的義務の範囲外での効果的な協力を行った場合	○ 調査手続の効率化・迅速化に資する協力（※リニエンシー適用事業者を除く）	—		○ 捜査着手前に政府機関へ報告し，捜査に全面的に協力し，又は，違反行為を認識した上で責任を積極的に引き受けた場合	○【30%以下の減算】 違反行為を認容し，かつ，事実認定に資する資料の提出又は陳述を行うなどして，調査に積極的に協力した場合（※リニエンシー適用事業者を除く）
	限定的関与・競争的行為	—	○ 競争的な行動を採ることによって違反行為への加担を避けていた場合	—	○ 違反行為の実行を妨害したといえるような競争的行動を採っていた場合		—	○【50%以下の減算】 共同行為の合意をしたものの実行しなかった場合又は談合によって行われた入札が無効になった場合
	強要・圧力の下での行動	—	—	○ 重大な強要又は圧力の下で行動していた場合	○ 違反行為への参加が強要されたものである場合		—	○【30%以下の減算】 自社の利益と関係なく他の事業者から勧誘されて又は他の事業者の代わりに違反行為に参加した場合，欺瞞又は強迫によって違反行為に参加した場合等
	過失による関与	—	○ 過失により違反行為を行った場合	○ 事業者が正当な理由により違法性の認識を有していなかった場合	—		—	○【10%以下の減算】 違反行為が過失により又は相当な注意を払っていたにもかかわらず行われた場合
	規制事情	—	○ 違反行為が公的機関又は法律によって許可又は推奨されていた場合	—	○ 違反行為が公的機関によって許可又は推奨されていた場合		—	○【20%以下の減算】 拘束力を有する行政指導を含む政府の施策が違反行為の要因になったと認められる場合
	コンプライアンスプログラム	—	—	○【10%以下の減算】 禁止規定に係る法令遵守を確保するために十分な措置が採られていた場合	△【10%以下の減算】 和解手続において有効なコンプライアンスプログラムを策定・改善した場合		○ 違反行為の防止・発見のための効果的なプログラムを作成していた場合	○【20～10%以下の減算】 模範的なコンプライアンスプログラムを作成及び運用していた場合
	抑止・均衡に係る調整	—	—	○ 制裁金の水準が事業規模等に照らして不均衡又は過剰である場合	○ 事業活動のほとんどを関連市場において行っている場合		—	—
	支払能力の欠如	—	○ 制裁金の賦課が事業者の財務状況を回復不可能なほど害し，全ての資産価値を失う原因となる場合	○ 事業者の財務状況により制裁金を支払うことができない例外的な場合	○ 制裁金の支払いに影響が生じるほど財政的に困難な事情を有している場合		○ 罰金によって事業者による被害者への賠償能力が損なわれる場合	○【50%以下の減算】 支払能力等を十分に反映できず過大であると認められる場合（※経済危機等の特殊事情の場合50%超の減算も可）
	その他	—	—	—	—		—	・違反行為（不当な共同行為を除く）に係る契約等を履行しなかった場合【10%以下の減算】 ・上記の減算要素に準ずる事由がある場合【10%以下の減算】

6 諸外国の制裁金等の算定方法（減免制度）

	日本 （独占禁止法）	欧州 （制裁金減免告示）	英国 （制裁金ガイダンス）	仏国 （商法典，リニエンシープログラムに関する手続告示）	独国 （制裁金減免告示）	米国 （刑事訴追免除方針，Model Corporate Conditional Leniency Letter）	韓国 （独占規制及び公正取引に関する法律，同法施行令，減免告示）
対象事業者数及び減額率	【免除】 1社（第7条の2第10項）	【免除】 1社（告示第8項）	【免除】 1社（ガイダンス3.13）	【免除】 1社（告示第15項，同第17項）	【免除】 1社（告示第3項，同第4項）	【免除（刑事訴追なし）】 1社（方針A，同B）	【免除】 1社（施行令第35条第1項第1号）
	【減額】 ・事業者数は最大4社まで ・減額率の決定に裁量なし ➢ 事前2位：50% ➢ 事前3位～5位：30% ➢ 事後全て：30% （以上，同第11項，同第12項）	【減額】 ・事業者数に制限なし ・最初に要件満たした事業者：30～50%の範囲で裁量により減額率を決定（同第26項） ・2番目に要件を満たした事業者：20～30%の範囲で裁量により減額率を決定（同上） ・それ以降に要件を満たした事業者：20%までの範囲で裁量により減額率を決定（同上）	【減額】 ・事業者数に制限なし ・（免除対象事業者がいない場合）最初に要件を満たした事業者：100%までの範囲で裁量により減額率を決定（同3.16，3.17） ・それ以降に要件を満たした事業者：50%までの範囲で裁量により減額率を決定（同3.18-3.20）	【減額】 ・事業者数に制限なし ・最初に要件を満たした事業者：25～50%の範囲で裁量により減額率を決定（同第21項） ・2番目に要件を満たした事業者：15～40%の範囲で裁量により減額率を決定（同上） ・それ以降に要件を満たした事業者：25%までの範囲で裁量により減額率を決定（同上）	【減額】 ・事業者数に制限なし ・50%までの範囲で裁量により減額率を決定（同第5項）	【減額】 ・司法取引による減額	【減額】 ・事業者数は1社のみ（同項第3号） ・減額率の決定に裁量なし ➢ 50% （同上）
免除を受けるために必要な要件（情報を提供する時期，提供する情報の内容等に関するもの）	・公正取引委員会の調査開始日前に，最初に，公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行った者であること（同第10項）	【免除①】 ・申請時に，欧州委員会が立入検査を実施する決定を下すに足る十分な証拠を有しておらず，かつ，当該検査を実施していない場合に，最初に，欧州委員会が検査を行うことを可能とし得る情報及び証拠を提供すること（同第8項，同第10項） 【免除②】 ・申請時に，欧州委員会が違反の認定に足る十分な証拠を有しておらず，かつ，どの事業者も免除①による制裁金免除が認められていない場合に，最初に，欧州委員会が違反を認定し得る証拠（違反行為期間中に作成された証拠）を提供すること（同第8項，同第11項）	・公正取引庁の調査開始前であって，公正取引庁が違反行為を立証するための十分な情報を有していない場合に，当該違反行為に関する証拠を最初に提供すること（同3.13） ・提供する証拠等は，最低限，信頼できる調査を進めるための十分な根拠を公正取引庁に与えるものでなければならない（同3.14）。	【免除①】 ・競争委員会が立入検査を行うことができる十分な情報を保有していない場合に，当該検査を行うのに十分な証拠等を最初に提出すること（同第15項） 【免除②】 ・競争委員会が違反の存在の証明を可能とする十分な証拠を有しておらず，かつ，どの事業者にも制裁金の条件付き免除が認められていない場合に，当該違反の存在を証明するのに十分な証拠等を最初に提出すること（同第17項）	【免除①】 ・連邦カルテル庁が，捜索令状を取得するのに十分な情報を有する以前に，連邦カルテル庁が捜索令状を取得し得る証拠等を最初に提供すること（同第3項） 【免除②】 ・連邦カルテル庁が，捜索令状を取得するのに十分な情報を有しているものの，連邦カルテル庁が，違反行為を立証するのに十分な証拠を有しておらず，かつ，どの事業者にも過料の免除が認められていない場合に，連邦カルテル庁が違反行為を立証できるような証拠等を最初に提供すること（同第4項）	【免除①】 ・当該申請の内容となっている違反行為について，司法省がどの情報源からも情報を得ていない場合に，正直に，かつ，完全な形で違反行為を報告すること（同A） 【免除②】（免除①の要件を満たせない場合） 調査開始の前後にかかわらず，申請時点において，当該申請の内容となっている違反行為について，司法省が当該企業を有罪とするだけの証拠を有していない場合に，最初に正直に，かつ，完全な形で違反行為を報告すること（同B）	【免除①】 ・韓国公正取引委員会が調査を開始しておらず，違反行為に関する情報を入手しておらず，又は，違反行為を立証するに十分な証拠を有していない場合に，違反行為を立証するのに必要な証拠を提出すること（同条第1項第1号）。 【免除②】 ・韓国公正取引委員会が既に調査を開始したものの，違反行為に関する情報を入手していない場合，又は，違反行為の立証に必要な証拠を十分に有していない場合に，調査に協力して違反行為を立証するのに必要な証拠を提出すること（同条第1項第2号）。

	日本	欧州	英国	仏国	独国	米国	韓国
減額を受けるために提供する情報の内容に係る要件	【調査開始日前の2位，3位】 ・当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（同第11項） 【調査開始日前4位，5位，調査開始日以後】 ・当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（公正取引委員会が既に把握している事実に係るものを除く）（同第11項，同第12項）	・違反行為について，重大な「付加価値」※を持つ証拠を欧州委員会に提出すること（同第24項） ※付加価値 「付加価値」の概念は，提供された証拠が，その性質及び（又は）詳細の度合いによって欧州委員会の立証能力を強化する程度に関連する（同第25項）。	【最大100%の減額】 ・公正取引庁の調査に重要な付加価値を加える証拠等であること，すなわち，真に調査を進展させる情報を含んでいなければならない（同3.16）。 【最大50%の減額】 ・最低限，公正取引庁の調査に重要な付加価値を加える証拠等，すなわち，真に調査を進展させる情報でなければならない（同3.18）。	・競争委員会が既に所有している証拠に関して重要な付加価値※を有する証拠を提出しなければならない（同第19項）。 ※「付加価値」の概念は，証拠の性質や詳細さにより，競争委員会の立証能力を強化する程度に関連する（同上）。	・違反行為の立証に重要な貢献を行う情報等を提出すること（同第5項）	–	違反行為の立証に必要な証拠を提出すること（同条第1項第3号）
減額率決定における考慮要素等	減免申請の順位と時期のみによって，非裁量的に決定	・重大な付加価値を有する証拠が提出された時点と付加価値の程度を考慮して裁量的に決定（同第26項）	・全体としての付加価値※を考慮して決定（同3.17，同3,19） ※付加価値（同上） ・「付加価値」は，申請が行われた時期，公正取引庁が既に保有している証拠等及び事業者から提出された情報等の証明力に左右される。 ・協力の全体的なレベルも考慮される。	・提出された証拠が持つ重要な付加価値の程度，申請順位，証拠の提出時期が勘案され，裁量的に決定される（同第20項）	減じられる額は違法な協定の解明の貢献度と申請順位により裁量的に決定される（同第5項）		申請の順位により非裁量的に決定
協力義務	・規定なし ・課徴金納付命令等までの間に，追加して報告又は資料の提出を求めることができる（同第16項）。	・申請時から欧州委員会による手続の終了時まで，誠実に，全面的に，継続的かつ迅速に協力する（同第12項） ・上記の協力には，以下のものが含まれる（同上） ➢ 違反行為に関する全ての関連する情報及び証拠を速やかに提供すること ➢ 事実認定に資する欧州委員会のいかなる要求に対しても迅速に応えること ➢ 欧州委員会による聴取に現職の従業員及び役員（可能であれば退職者を含む。）を対応させること ➢ 違反行為について，証拠を毀損，改ざん又は隠匿しないこと ➢ 申請を行ったこと及び申請の内容を開示しないこと	・公正取引庁の審査期間中かつ，公正取引庁が審査の結果として何らかの措置（刑事手続等を含む）を採るまで，継続的かつ完全な協力を維持すること（同3. 13, 3. 16, 3. 18）。 ・協力義務のほか，違反行為への関与の自認等もリニエンシーの要件となっている（同上）。	・申請時から競争委員会による調査手続の全般にわたり，継続的かつ迅速に，誠実かつ全面的に協力すること。特に以下のものを意味する（同第23項）。 ➢ 違反行為に関する全ての関連する情報及び証拠を速やかに提供すること ➢ 申請者が競争委員会に明らかにした事実を争わないこと ➢ 事実認定に資する競争委員会のいかなる要求に対しても迅速に応えること ➢ 競争委員会による質問に代理人，現職の従業員（可能であれば退職者を含む。）を対応させること ➢ 証拠を毀損，改ざん又は隠匿しないこと ➢ 申請を行ったこと及びその申請の内容を公表しないこと	・手続の全期間中，連邦カルテル庁に継続的にかつ全面的に協力すること（同第３項，同第４項，同第５項） ・申請者は特に次の義務を履行しなければならない（同第６項～同第10項） ➢ 連邦カルテル庁の求めがあり次第，直ちに，違反行為への関与を止めること ➢ 減免がなされるまでの間，全ての情報及び証拠（制裁金の算定にとって重要なものを含む）を提供すること ➢ 連邦カルテル庁に協力していることを秘匿すること ➢ 違反行為に関与した全ての従業員（退職したものを含む）の名前を示し，これらの者が手続中に連邦カルテル庁に全面的，かつ継続的に協力することを確保すること	【免除】申請者が，違反行為について誠実，かつ完全に報告し，司法省の捜査の間，全面的かつ継続的に協力すること（同A，同B） ・この協力には次のものが含まれる（Model Corporate Conditional Leniency Letter 2）。 ➢ 申請者が違反行為について知っている事実を詳細に説明すること ➢ 司法省に求められた違反行為に関する全ての文書，情報等を速やかに提供すること ➢ 現職（及び退職した）役職員の協力を確保し，それらの者が司法省に違反行為に関する情報を自発的に提供することを促すことに最大限努める。 ➢ 現職の（及び退職した）役職員が聴取や宣誓に出頭しやすくすること ➢ 現職の（及び退職した）役職員が聴取，大陪審手続及び公判において，全ての質問に答えることを確保することに最大限努める。 ➢ 現職の（及び退職した）役職員が不正に他社等を庇ったり，巻き込んだりしないことを確保することに最大限努める。 ➢ 違反行為により被害を受けた者に賠償を行うための全ての合理的な努力を行うこと 【減額】通常，反トラスト法違反事件に基づく司法取引では捜査機関への協力義務が含まれ，事業者等は，捜査・公判の終了まで継続的な協力義務が課される。	・違反行為に関する全ての事実について陳述し，関連資料を提出するなど，調査が終了するまで誠実に協力しなければならない（同条第1項第1号，同条第2号，同条第3号）。 ・誠実に協力したかどうかを決定する際には，次の事項が考慮されるものとする（告示第5条）。 ➢ 違反行為に関する全ての事実を遅滞なく自供したかどうか ➢ 違反行為に関する全ての資料を速やかに提出したかどうか ➢ 事実を確認する必要に応じて，韓国公正取引委員会の求めにすばやく対応し，韓国公正取引委員会に協力したかどうか ➢ 韓国公正取引委員会の聴取や検査において，委員会に継続的，かつ，誠実に協力することに最大限努めたかどうか。 ➢ 違反行為に関する証拠や情報を毀損し，捏造し，変造したかどうか ➢ 第三者に違反行為又はリニエンシー申請について漏洩したかどうか。

7 金銭的不利益処分の国際水準比較

※数値の詳細は次頁参照。

（注） 日本については，事業者に対する全ての課徴金の総額。EUについては，カルテル・談合に係る制裁金の総額。米国については，事業者に対する全ての罰金の総額。
「年度」の期間については，日本：4月1日～3月31日，米国：前年10月1日～9月30日，EU：1月1日～12月31日（以下同じ。）。小数点2桁目は切り捨て。

（注） 前記制裁金等総額グラフにおける各国の課徴金・制裁金・罰金の総額を対象事業者数で割って算出した数値。

7 金銭的不利益処分の国際水準比較

（出典）EU：欧州委員会ウェブサイト，米国：司法省ウェブサイト，韓国：韓国公正取引委員会ウェブサイトを基に作成［2015年9月1日現在］

		日本	EU	米国（DOJ）	韓国
2010年度	総額	約720億8700万円	約3362億7300万円	約298億6300万円	約608億1800万円
	事業者数	156名	69名	11名	221名
	事業者平均	約4億6200万円	約48億7400万円	約27億1500万円	約2億7510万円
2011年度	総額	約442億5800万円	約683億8700万円	約303億8900円	約608億4830万円
	事業者数	277名	14名	11名	320名
	事業者平均	約1億6000万円	約48億8500万円	約27億6300万円	約1億9010万円
2012年度	総額	約250億7600万円	約2483億2600万円	約1171億7700万円	約510億6330万円
	事業者数	113名	37名	33名	233名
	事業者平均	約2億2200万円	約67億1200万円	約35億5100万円	約2億1910万円
2013年度	総額	約302億4300万円	約2442億8200万円	約265億6900万円	約418億4290万円
	事業者数	181名	19名	24名	173名
	事業者平均	約1億6700万円	約128億5700万円	約11億700万円	約2億4180万円
2014年度	総額	約171億4300万円	約2370億3400万円	約2014億9200万円	約804億3870万円
	事業者数	128名	53名	25名	268名
	事業者平均	約1億3400万円	約44億7200万円	約80億6000万円	約3億円
5年間	総額	約1888億700万円	約1兆134億200万円	約4054億9000万円	約2950億400万円
	事業者数（延べ）	855名	192名	104名	1215名
	事業者平均	約2億2100万円	約59億900万円	約38億9900万円	約2億4280万円

（注1） ユーロ・ドルはその年の年平均レートを基に計算。10ウォンは1円として計算。
（注2） EUはカルテル・談合に係る制裁金の額。その他の国は全ての違反行為に係る制裁金等の額。

7 金銭的不利益処分の国際水準比較

日・欧・米における高額な金銭的不利益処分　（カルテル規制・企業別上位１０位）

（出典）米国：司法省ウェブサイト，EU：欧州委員会ウェブサイトを基に作成

日本（公正取引委員会）[2015年10月9日現在]

№	対象商品（年）	課徴金額(注1)
1	自動車海上運送（日本企業・2014年）	131億円
2	自動車用ﾜｲﾔｰﾊｰﾈｽ（日本企業・2012年）	96億円
3	塩化ﾋﾞﾆﾙ管・同継手（日本企業・2009年）	80億円
4	建設・電販向け電線（日本企業・2010年）	73億円
5	軸受（ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ）（日本企業・2013年）	72億円
6	ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管（日本企業・1999年）	71億円
7	光ﾌｧｲﾊﾞｹｰﾌﾞﾙ（日本企業・2010年）	68億円
8	ごみ処理施設（日本企業・2007年）	65億円
9	亜鉛めっき鋼板・鋼帯（日本企業・2009年）	63億円
10	ごみ処理施設（日本企業・2007年）	57億円

欧州（欧州委員会）[2014年3月31日現在]

№	対象商品（対象事業者・年）	制裁金額(注1)(注2)
1	自動車用ｶﾞﾗｽ（ﾌﾗﾝｽ企業・2008年）	936億円（7.2億ユーロ）
2	TV・PC用ﾌﾞﾗｳﾝ管（ｵﾗﾝﾀﾞ企業・2012年）	923億円（7.1億ユーロ）
3	TV・PC用ﾌﾞﾗｳﾝ管（韓国企業・2012年）	897億円（6.9億ユーロ）
4	金融派生商品（ﾄﾞｲﾂ企業・2013年）	611億円（4.7億ユーロ）
5	ﾋﾞﾀﾐﾝ（ｽｲｽ企業・2001年）	598億円（4.6億ユーロ）
6	金融派生商品（ﾌﾗﾝｽ企業・2013年）	585億円（4.5億ユーロ）
7	ｶﾞｽ絶縁開閉装置（ﾄﾞｲﾂ企業・.2007年）	520億円（4.0億ユーロ）
8	ベアリング（ﾄﾞｲﾂ企業・2014年）	481億円（3.7億ユーロ）
9	自動車用ガラス（ｲｷﾞﾘｽ企業・2008年）	468億円（3.6億ユーロ）
10	天然ｶﾞｽ供給（ﾄﾞｲﾂ企業及びﾌﾗﾝｽ企業各自・2009年）	416億円（3.2億ユーロ）

米国（司法省反トラスト局）[2015年4月22日現在]

№	対象商品（対象事業者・年）	罰金額(注1)(注3)
1	LCDﾊﾟﾈﾙ（台湾企業・2012年）	600億円（5.0億ドル）
1	ﾋﾞﾀﾐﾝ（ｽｲｽ企業・1999年）	600億円（5.0億ドル）
3	自動車用ﾜｲﾔｰﾊｰﾈｽ・関連部品（日本企業・2012年）	564億円（4.7億ドル）
4	自動車用防振ゴム（日本企業・2014年）	516億円（4.3億ドル）
5	LCDﾊﾟﾈﾙ（韓国企業・2009年）	480億円（4.0億ドル）
6	航空貨物（注4）（ﾌﾗﾝｽ企業及びｵﾗﾝﾀﾞ企業・2008年）	420億円（3.5億ドル）
7	航空貨物・旅客（韓国企業・2007年）	360億円（3.0億ドル）
7	航空貨物・旅客（ｲｷﾞﾘｽ企業・2007年）	360億円（3.0億ドル）
7	DRAM（韓国企業・2006年）	360億円（3.0億ドル）
10	ﾋﾞﾀﾐﾝ（ﾄﾞｲﾂ企業・1999年）	276億円（2.3億ドル）

注1：欧米は換算前の金額の１千万未満を，日本は1億未満を四捨五入した金額。
注2：1ユーロ=130円として換算した金額。括弧内は換算前の金額。
注3：1ドル=120円として換算した金額。括弧内は換算前の金額。
注4：フランス企業及びオランダ企業は提携しており，ひとつの司法取引手続により罰金を科されている。内訳はフランス企業2.1億ドル，オランダ企業1.4億ドル。

7 金銭的不利益処分の国際水準比較

同一事案における金銭的不利益処分のＥＵとの比較

【マリンホース入札談合事件】1ユーロ＝130円として計算

	EU		日本	
	制裁金	減免・和解	課徴金	減免
ブリヂストン	58,500,000ユーロ （76億500万円）	–	238万円	減額30%
横浜ゴム	0ユーロ	免除	0百円	免除
DOM	18,000,000ユーロ （23億4000万円）	–	–	–
Trelleborg	24,500,000ユーロ （31億8500万円）	–	–	–
Parker ITR	25,610,000ユーロ （33億2930万円）	–	–	–
Manuli	4,900,000ユーロ （6億370万円）	減額30%	–	–
計	131,510,000ユーロ （170億9630万円）		238万円	

【ベアリングカルテル事件】1ユーロ＝130円として計算

	EU		日本	
	制裁金	減免・和解	課徴金 （罰金）	減免
ジェイテクト	0ユーロ	免除	0円	免除
日本精工	62,406,000ユーロ （81億1278万円）	減額40% 和解10%	56億2541万円 （3億8000万円）	減額30%，罰金半額分控除 ※
不二越	3,956,000ユーロ （5億1428万円）	減額30% 和解10%	5億939万円 （1億8000万円）	減額30%，罰金半額分控除 ※
NTN	201,354,000ユーロ （261億7602万円）	減額20% 和解10%	72億3107万円 （4億円）	–
SKF	315,109,000ユーロ （409億6417万円）	減額20% 和解10%	–	–
Schaeffler	370,481,000ユーロ （481億6253万円）	和解10%	–	–
計	953,306,000ユーロ （1239億2978万円）		133億6587万円 （9億6000万円）	

※違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ，同裁判が確定している事業者については，独占禁止法第7条の2第19項の規定に基づき，課徴金から当該罰金額の2分の1に相当する金額が控除される。

8 課徴金に関する裁判例①

(1) 課徴金の性格

最判平成17年9月13日・平成14年(行ヒ)第72号(東京海上日動火災保険㈱ほか13名による審決取消請求事件)

- 課徴金の対象となる「役務」の「対価」は営業保険料から純保険料（又は実際の支払保険金）及び代理店手数料の額を控除した残額であり，営業保険料の合計額から純保険料（又は実際の支払保険金）及び代理店手数料の合計額を控除して「売上額」を算定すべきであるとして争われた事案

独禁法の定める課徴金の制度は，…カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし，カルテルの予防効果を強化することを目的として，既存の刑事罰の定め(独禁法89条)やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度(独禁法25条)に加えて設けられたものであり，カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また，課徴金の額の算定方式は，実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方式を採っているが，これは，課徴金制度が行政上の措置であるため，算定基準も明確なものであることが望ましく，また，制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって，個々の事案ごとに経済的利益を算定することは適切ではないとして，そのような算定方式が採用され，維持されているものと解される。そうすると，課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。

東京高判平成21年10月23日・平成20年(行ケ)第17，23，29及び31号(㈱加賀田組ほか3名による審決取消請求事件)

- 原告は，失格ぎりぎりの予定価格の80パーセントで入札したものであり，いわば赤字受注をしているのであるから，不当な利益を保持させないという課徴金制度の趣旨からは，あえて課徴金を課すまでもないとして争われた事案

課徴金の納付命令は，不当な取引制限又は商品又は商品供給量の制限による経済的利得を国が徴収し，違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって，社会的公正を確保するとともに，違反行為の抑止を図り，不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するために執られる行政上の措置であり，不当な利得の剥奪にとどまらない複合的な趣旨及び目的を持つ。しかも，その金額は，画一的な基準によって，不当な利得の有無及びその額とは一応切り離して機械的に算出されるものとされているから，不当な利得の発生の有無及びその多寡を問わずに，不当な取引制限等によって競争制限効果が発生したものについて命じられるべきもの，すなわち，不当な取引制限等によって不当な利益を得ることができなかったというような場合にも，適用されるものと解される。

なお，このような課徴金制度の適用も，同制度が不当な取引制限等の禁止規定の実効性を確保するという趣旨，目的を有することからすれば，一定の合理性があるというべきである。

8 課徴金に関する裁判例②

東京高判平成24年11月30日・平成24年（行ケ）第1号（古河電気工業（株）による審決取消請求事件）

- 違反行為の中に複数の業種に属する事業活動が混在する場合には，業種ごとに算出した売上額に基づき，それぞれの業種に適用される算定率により課徴金の額を算定するべきであるとして争われた事案

原告は，小売業や卸売業について例外的に軽減された算定率を設定しているのは，その事業活動における実態に着目したものであり，複数の業種の事業活動が混在する場合には，業種ごとに算定した売上額にそれぞれの算定率を乗じて課徴金の額を計算することが比例原則や憲法31条の適正手続の保障の趣旨にも合致すると主張する。

しかしながら，独禁法が定める課徴金制度は，違反行為者が得た不当な利得の剥奪を直接の目的とするものではなく，あくまでも違反行為の摘発に伴う不利益を増大させて，その経済的誘因を減少し，違反行為の予防効果を強化することを目的とする行政上の措置であって，課徴金の額が，違反行為によって現実に得られた利得額と必ずしも一致する必要がないことは前述したとおりであり，課徴金の制度は，違反行為者の現実の利得額と課徴金の額とが異なる結果となる場合があることを当然に予定しているものというべきである。したがって，課徴金の額は，個々の取引について厳密な対応関係を要するという意味での事業活動の実態を反映させるまでの必要はないのみならず，現実の利得額に一致させる必要があるというものでもないと解するべきであり，被告主張の計算方法が，課徴金制度の目的の達成のために必要な限度を超えるとか，侵害される利益との均衡を失しているということにはならず，比例原則に違反するなどとする原告の上記主張も採用することはできないというべきである。

8 課徴金に関する裁判例③

(2) 課徴金と刑事罰等との関係

最判昭和33年4月30日・昭和29年(オ)第236号(民集12巻6号938頁)

- 法人税法43条の追徴税と罰金とを併科することが憲法39条に違反するかが争われた事案

法人税法・・・43条の追徴税は，申告納税の実を挙げるために，本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであって，これを課することが申告納税を怠ったものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが，詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に，その違反行為者および法人に科せられる同法48条1項および51条の罰金とは，その性質を異にするものと解すべきである。すなわち，法48条1項の逋脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように，脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目し，これに対する制裁として科せられるものであるに反し，法43条の追徴税は，単に過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し，以って納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし，これに対する刑罰として，これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば，憲法39条の規定は，刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当である。

東京高判平成5年5月21日・平成3年(の)第1号(三井東圧化学㈱ほか22名に対する独占禁止法違反被告事件)

- 独占禁止法の課徴金のほかに刑事罰を科しても憲法39条に違反しないかが争われた事案

独禁法による課徴金は，一定のカルテルによる経済的利得を国が徴収し，違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって，社会的公正を確保するとともに，違反行為の抑止を図り，カルテル禁止規定等の実効性を確保するために執られる行政上の措置であって，カルテルの反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科される刑事罰とは，その趣旨，目的，手続等を異にするものであり，課徴金と刑事罰を併科することは，二重処罰を禁止する憲法39条に違反するものではないことは明らかである。

8 課徴金に関する裁判例④

東京高判平成9年6月6日・平成8年（行ケ）第179・188・189号（大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件）

- 本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し，かつ，国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において，本件課徴金の納付を命じる本件審決は，二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し，財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法における課徴金制度は，一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって，社会的公正を確保するとともに，違反行為の抑止を図り，カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであって，課徴金の納付命令は，右の目的を達成するために，行政委員会である被告が，同法の定める手続にしたがってカルテルに参加した事業者に対して課す行政上の措置である。右のところからも窺われるように，課徴金制度にはカルテル行為に対する一定の抑止効果が期待されているという側面があり，それは社会的には一種の制裁としての機能をもつことを否定できないが，課徴金の基本的な性格が社会的公正を確保するためのカルテル行為による不当な経済的利得の剥奪という点にあることは明らかである。

したがって，課徴金は，カルテル行為の反社会性ないし反道徳性に着目し，これに対する制裁として，刑事訴訟手続によって科せられる刑事罰とは，その趣旨・目的，性質等を異にするものであるから，本件カルテル行為に関して，原告らに対し刑事罰としての罰金を科すほか，さらに，被告において，独占禁止法の規定に基づいて課徴金の納付を命ずるとしても，それが二重処罰を禁止する憲法39条に違反することになるものでないことは明らかといわなければならない。

最判平成10年10月13日・平成9年（行ツ）第214号（大日本印刷㈱による審決取消請求上告事件）

- 前記東京高判平成9年6月6日の上告審

本件カルテル行為について，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し，かつ，国から上告人に対し不当利益の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において，本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法7条の2第1項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが，憲法第39条，29条，31条に違反しないことは，最高裁昭和29年（オ）第236号同33年4月30日大法廷判決・民集12巻6号938頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

8 課徴金に関する裁判例⑤

東京高判平成18年2月24日・平成17年（行ケ）第118号（東燃ゼネラル石油㈱による審決取消請求事件）

- 課徴金算定の基礎となる売上額に消費税及び石油諸税相当額が含まれるとの本件審決に憲法その他の法令に違反する点があるか否かが争われた事案

原告は，更に，上記諸税相当分に対して課徴金を課すことは，違法な利得でないものを課徴金として没収することになるから，財産権の保障を定めた憲法29条に違反し，また実質上制裁金に相当するから，憲法39条の二重処罰にも違反する旨主張する。しかしながら，法違反事業者の不当な経済的利得とはいい難い租税相当額についても法7条の1第1項所定の「売上額」の中から控除しない取扱いについては，・・・課徴金制度の趣旨を踏まえた実効性を図る観点からの行政上の合理性に基づくものであり，これは立法裁量の範囲内の問題として是認される。そうすると，憲法29条に違反する余地はなく，また，課徴金制度が刑事罰とは趣旨・目的・性格を異にする以上，二重処罰の禁止を定めた憲法39条に違反するものでないことも明らかである。

東京高判平成9年6月6日・平成8年（行ケ）第179・188・189号（大日本印刷㈱ほか2名による審決取消請求事件）

- 本件カルテル行為について原告らに対する刑事罰が確定し，かつ，国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況の下において，本件課徴金の納付を命じる本件審決は，二重処罰を禁止する憲法39条の規定に反し，財産権を保障する憲法29条及び法の適正手続を保障する憲法31条の規定の趣旨にもとるか否かが争われた事案

独占禁止法が課徴金によって剥奪しようとする不当な経済的利得とは，あくまでカルテルが行われた結果，その経済効果によってカルテルに参加した事業者に帰属する不当な利得を指すものであり，しかも，同法は，現実には，法政策的観点から，あるいは法技術的制約等を考慮し，具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し，一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を，いわば観念的に，右の剥奪すべき経済的利得と擬制しているのである（同法7条の2参照）。

これに対し，民法上の不当利得に関する制度は，専ら公平の観点から権利主体相互間の利害の調整を図ろうとする私法上の制度であって，課徴金制度とはその趣旨・目的を異にするものであり，両者がその法律要件と効果を異にするものであることはいうまでもないことから，実質的観点からも，不当利得制度の下において返還を求められている利得の具体的な内容が，賦課される課徴金と同一の性質のものとして，重複する関係に立つとみるべきか否かは，これを一般的，抽象的に論ずることはできず，個別的，具体的な検討を加えたうえ，判断することを要するものというべきである。

また，課徴金については，独占禁止法上，同法の定める要件を充足するカルテル行為に関し，被告において，カルテルに参加した事業者に対し課徴金の納付を命ずるか否かにつき裁量判断を行う余地はなく，当該事業者の情状等に応じて課徴金の額を定める裁量の余地もなく，被告には，同法の定める算出基準にしたがって，一律に所定額の課徴金の納付を命ずることが義務付けられているのである。

右にみたところに照らせば，本件においても，当然には，本件課徴金と国が原告らに対し返還を求めている不当利得金とが実質的に重複する関係にあり，原告らが同一の事実関係を原因として二重の経済的不利益を課される結果とならないように両社の調整を要するものといえないことは明らかである・・・。

9 課徴金に関する国会答弁①

(1) 独占禁止法の課徴金制度

昭和50年6月3日(衆)商工委員会　植木総理府総務長官

課徴金の額の算定方法をこのような形式的基準により決めましたのは，課徴金制度は先ほど申しましたように刑事罰と異なっておりまして，量刑原則のような広範な裁量が許されません。また，行政実務に支障をなからしめなければならないという配慮をいたしたのでございます。…

…課徴金の目的でございますけれども，禁止規定の実効性を確保することでありまして，その法律的な性格は行政上の措置でございます。

また，算定の基本的な考え方は，違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようとするものであります。…制裁的な効果を持つことは否定できませんが，行政罰ではございません。このような課徴金は刑事罰と性格を異にしておりまして，全く異なった観点から適用されるものでありますので，一つの事件に一方のみが適用されることもあれば，両方が併科される場合もあるということを御理解いただきたいと存じます。

平成4年2月20日(衆)予算委員会　梅澤公正取引委員会委員長

ただ，我が国とアメリカとでは制裁といいますか，抑制制度が違いまして，アメリカは刑事罰一本で構成されております。我が国の場合は行政措置としての課徴金と刑罰という二本立てになっておりまして，これは憲法上の要請等から，課徴金の水準そのものについては，行政機関としての公正取引委員会が裁量権を持つことなく，一定の率によって，かつカルテル等による利得の水準を上回ることができないという制約があるわけでございまして，その意味でアメリカ側がこの6%の水準は非常に低いという指摘を行ったわけでありますけれども，我が国とアメリカでは法制が違うわけでございますから，この6%の水準を変更することはできないということで，先ほど申しましたように，昨年の7月から施行になっておるわけでございます。

平成17年3月9日(衆)経済産業委員会　石木内閣法制局第四部長

今回，独禁法の改正案を提出しておりますけれども，その中で課徴金の算定率を引き上げる内容を盛り込んでおります。これまでカルテル，入札談合等の違反行為が後を絶たなかったということで課徴金の引き上げを検討しまして，過去の違反事例について，これは公正取引委員会の方で不当利得を，推計ではございますが実証的にやった，そうすると，ほとんどの事例で少なくとも8%程度はいわゆる不当な利得と考えられるものが存在するというふうなことが考えられたということであります。それで，違反行為防止のためには，この不当利得相当額を多少超えて金銭を徴収する必要があるのではないかという御提案でございました。

この点について，不当な利得と計算されるものに上乗せする金額というものを考えますときに，他の法令の例などを勘案しますと，不正な利得の40%増し程度のものは例があるということでございまして，その範囲内のものならば許されるのではないか。許されるのではないかというのは，課徴金というのはいわば強制的に国民から金銭を取り上げるという趣旨のものでございますので，刑事手続以外の手続でやるものでございますので，おのずとしかるべき限度はあろうということからでございます。

9 課徴金に関する国会答弁②

平成17年4月14日（参）経済産業委員会　竹島公正取引委員会委員長

現時点でも，刑事罰と課徴金，両立しているわけですから，課徴金をどんどんどんどん上げてもなお二重処罰の問題はないと言い張れるのかどうかということについては，当然それはおのずと限界のある話だと思います。したがって，両立する，併存する制度である限り，二重処罰の問題というのは絶えず頭に置いておかなきゃいけない。さりとて，現在お願いしている，10%に上げるというそういう課徴金で，かつやり方も非裁量型でありますと，画一的に課しますというようなものである限り，憲法三十九条の禁止する，二重処罰の禁止には触れないというのが私どもの考え方，私だけじゃなくて，政府部内，恐らく関係の法律学者の中でもそれが多数意見であるというふうに理解しておりますが，そういうものだとは思っていますが，絶えずやっぱり二重処罰の問題は頭に置いておく必要はあるだろうと思っております。

平成21年4月22日（衆）経済産業委員会　河村内閣官房長官

課徴金算定率の推移は，昭和52年に導入されて以来，平成3年，17年と引き上げがされておるところでございます。

今御指摘のような，違反行為の効果的な抑止のために見直しが必要だ，こうなれば，これは柔軟に対応していく。したがって，所要の見直しの検討というのは当然行われるべきだ，私も考え方は同じでございます。・・・

課徴金が，行政庁が違反行為に対して金銭的不利益を課す，この行政上の措置としてあるわけでありまして，今回，この改正によって，主導的役割を担った事業者に対して課徴金を割り増す規定を設けるということによって，課徴金の性格は変わるとは私は思っておりません。

ただ，既にEU等，欧州，欧米等についてはそういう色合いが非常に強くなってきている，こういう面もありますが，今，日本における課徴金のあり方は，17年当時の性格をそのまま引き継いでおるわけでありまして，この方向でいくという形で，今後さらに制裁的な意味合いを持たせなきゃいかぬという状況に，委員御指摘のようなことにさらに強めていくという方向であれば，これは課徴金制度そのものの考え方を広げていくといいますか，考え方を変えるということでありますから，その点についてはやはり検討をしなきゃいけない課題ではないか，私はそのように理解しております。

9 課徴金に関する国会答弁③

平成21年6月2日（参）経済産業委員会　竹島公正取引委員会委員長

・・・今売上げがないのに日本の企業が，売上げがないというのは，ヨーロッパ市場において売上げがないのに大きな制裁金を課されているではないかと，こういうことがあって，日本はそういうことがないじゃないかと。これはまさに日本の課徴金とEUの制裁金の違いでございまして，向こうは文字どおり制裁金。・・・売上げがなくてもEUの競争法に違反しているということが認定されて，それで制裁金を求められているということです。

これは具体的に何かというと，市場分割カルテルというものをやっておりまして，日本企業はEUの市場では売らない，その代わりEUの企業は日本の市場では売らないと，こういう市場分割カルテルをやっているわけです。そうすると，当然のことながら日本の企業の売上げはEUでは起きないわけでございます。しかしながら，そういう形でもって国際カルテルをやっていると，欧州の市場はそのために競争がゆがめられたと，日本の企業もその一員であると，こういう認定を受けているわけです。したがって，その日本の企業にもしかるべき制裁金を下さなきゃいけないと。そのことがいろいろ計算されまして，幾ら，百億円とか，かなり多額の金額が請求された，こういうことです。

日本の課徴金は，あくまでも日本国内において売上げがあればそれに対して10%とか何%掛けると，こういうスキームになっておりまして，純粋な制裁金ではないわけでございます。純粋という意味は，裁量性を持った，要するに刑罰のような，刑罰と同じような適用をするというものではない。したがって，日本でも同じようにそれは，EUの企業はそういう市場分割カルテルに入っていた場合には，日本は当然EUの企業に対して排除措置命令を出しますが課徴金を掛けられないと，こういうことになっているわけでございまして，その辺は課徴金なり制裁金制度のまさに基本的な違いであることはそのとおりでございます。

平成21年6月2日（参）経済産業委員会　河村内閣官房長官

・・・外国では日本の場合と前提となる法制度等にも違いがございます。そんなことで，EU等の制裁金と日本の課徴金だけを単純に比較することは果たして適当であるかどうか，むしろ適当ではないのではないかと考えております。カルテル等に対する課徴金の算定率は，今回提案したものも含め，抑止のために適当な水準にあると考えておるわけでございます。

特に，我が国の課徴金の中にはカルテル等には刑事罰がある，ヨーロッパの制裁金には刑事罰がない，裁量的な面がEU側にあって日本にはない，いわゆる定率でやっております。このような違いもございますが，少なくとも今回の提示においてさせてもらっているもの，提案しているものは抑止のための適切な水準であると，このように考えておるところでございます。

9 課徴金に関する国会答弁④

(2) **金融商品取引法の課徴金制度**

平成17年2月28日(衆)財政金融委員会　山本内閣法制局三部長

　そもそも課徴金というのはどういうことかということを，十分御存じと思いますけれども，ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが，これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして，違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして，違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと，これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する，こういうものでございます。
　このような課徴金制度でございますけれども，そういう意味からいきますと，目的のために必要かつ適切な手段だということで，憲法三十一条が規定する適正手続にも合致しておりますし，他方，その趣旨，目的，手段などを考えますと，憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。
　要約するとそういうのが課徴金でございますけれども，それでは，この継続開示書類の虚偽記載についてはどうかということでございます。これについては，発行開示の場合とやや事情が異なっておりまして，それにより得られる経済的利得があるのかどうかということ，あるとしてその内容は何か，そしていかにしてその数字を算出するかということが実は必ずしも明らかではございません。そういうことで，課徴金というのは他方で憲法三十一条，三十九条ということで将来問題にもなりかねないということもございまして，これについてはしばらく時間をかけて慎重に検討したいというふうに思っております。

平成17年6月16日(参)財政金融委員会　早川議員(自)

　御承知のとおり，現行の証券取引法に規定しております発行開示義務違反に対する課徴金の考え方につきましては，違反行為に伴う経済的利得相当額を徴収するというものであります。これに対して，本修正案において導入することとしております継続開示義務違反に係る課徴金の考え方は，課徴金額の水準の設定に当たって経済的利得をその水準設定の際の考慮要素の一つとして勘案しながら，しかし基本的に違反行為の抑止のために必要かつ合理的と思われる額とするものであります。したがいまして，本修正案においては，経済的利得の額そのものを課徴金の額とするというような考え方は取っておりません。

平成17年6月16日(参)財政金融委員会　吉野議員(自)

　発行開示の場合は経済的利得相当額を徴収するという形でございまして，刑事罰との調整規定はございません。しかし，継続開示義務違反におきましては，考え方が違反行為の抑止を目的としたものでございまして，違反行為を抑止するという意味では刑事罰と同等の効果がございます。そういう意味で，継続開示義務違反に関しましては刑事罰との調整規定が必要であるというふうに政策的に考えた次第でございます。

１０ 過去の研究会・懇談会報告書等における整理①

平成2年12月　課徴金に関する独占禁止法改正問題懇談会報告書（抜粋）

３ 課徴金の見直しに当たっての基本的考え方

（1） 課徴金の法的位置付け

・・・課徴金制度は，社会的公正を確保すると同時に，違反行為の抑止を図り，カルテル禁止規定の実効性を確保することを目的とするものである。課徴金制度がこのような両面の性格を有することは，ほぼ異論のないところである。

他方，我が国の独占禁止法においては，行政上の措置としての課徴金のほかに別途刑事罰が違反行為に対する措置として定められており，この点が刑事罰又は刑事罰以外の制裁措置のいずれかに特化している諸外国と異なることに留意する必要がある。したがって，我が国においては，違反行為に対する抑止効果を検討する場合，課徴金と刑事罰のそれぞれの制度の実効性を考慮しつつ，両者を併せて包括的に考えるべきであり，同時に，課徴金と刑事罰がいわゆる二重処罰という問題を生じないようにする必要がある。この点については，課徴金を課す場合には，刑事罰を科さないこととするという方法も考えられるが，独占禁止法違反行為，特にカルテルの国民生活，国民経済に対する侵害の重大性からみて，行為者・事業者の刑事責任を追及することの社会的必要性は十分認められるところである。また，違反行為に対する抑止効果という面からみても，両者はそれぞれ趣旨，目的，手続等を異にしており，いわば役割分担をしている。したがって，課徴金と刑事罰が併存する現行の枠組みは維持すべきであると考えられる。

・・・両者はそれぞれ趣旨，目的，手続等を異にしており，いわば役割分担をしている。したがって，損害賠償制度と課徴金制度が並置されることに問題はないと考えられる。

（2） 課徴金の水準についての基本的考え方

・・・その水準は必ずしもカルテルによる個別具体的な経済的利得と厳密に照応するものである必要はなく，カルテル禁止規定の実効性を確保するために十全な抑止効果が期待できるものとして設定されることが妥当であろう。・・・

４ 見直しの具体的内容

（2） 裁量

・・・公正かつ自由な競争秩序を維持するための行政上の措置としての課徴金制度の性質上，その要件は客観的な基準によるべきであり，主観的な事情は考慮されるべきではなく，また，カルテルによる経済的利得の徴収という趣旨からみても，悪質性の強弱というような基準で課徴金の額を斟酌する必要は乏しいと考えられる。・・・裁量を認める場合には行政制度として透明性を欠くおそれがあること，また，運用が複雑となることにより措置の迅速性といったメリットが損なわれることなどからみて，懇談会としては，裁量性を導入することに，積極的な理由を見いだし難いと考える。

１０ 過去の研究会・懇談会報告書等における整理②

平成15年10月 独占禁止法研究会報告書（抜粋）

第２ 課徴金制度の見直し

２ 実効性確保の観点からの見直し

（1）見直しの方向性

・・・いわゆる制裁金制度（公正取引委員会が上限金額の範囲内で違反行為の悪質性・有責性等に応じて裁量的に金額を設定できる制度）・・・については，抑止力を確保するという観点からは妥当であるものの，あまりに高額となると罪刑均衡の原則に反するおそれが生じること，過去の違反行為に対する応報等の観点から量刑が決定される刑事罰との機能分担が不明確になること，刑事罰の持つ強力な社会的影響力等を踏まえると，法人に対する刑事告発制度は，措置体系全体の重要な一翼を担うべきであって，これを廃止すべきでないこと，制裁金の法的性格から違反行為の故意・過失等の認定を要し，事件処理が煩雑なものとなること等の問題があり，我が国において刑事罰を存続させたままで制裁金制度を導入することは適当ではないと考えられる。

・・・課徴金制度は，違反行為によって生ずる損失の範囲内で経済的不利益を課すという行政上の措置として位置付けられ，また，その損失とは，民法上の不当利得・損害の概念のような個別に立証された利得・損害とは異なるものであると整理されるので，民事損害賠償制度とも両立し得るものである。…

（3）二重処罰の問題等

○ 社会的損失を踏まえて課徴金の水準を引き上げるとしても，それは，社会の経済的厚生の損失を負担又は補償させ，社会的公正を確保するという行政目的を達成するためのものであり，原因者負担原則という行政法上の概念に通じるものがあるといえる。また，現行制度と同様，違反行為を行っている期間，一律に一定率の金銭を徴収するものであり，将来に向かって不作為義務の履行を促す行政上の措置という位置付けは変わらないといえる。加算制度についても，上記目的を達成する観点から，法定された客観的要件に該当する場合に，機械的に加算するものである。

○ したがって，反社会的･反道徳的な違反行為に対する応報等の観点から，過去の違反行為について，個別に行為の悪質性・有責性等の主観的な要件によって量刑を決定し，制裁を加えるとする刑事罰とは，趣旨・目的・手続を異にしているといえる。

・・・

○ したがって，これまでの我が国の判例…に照らしても，見直し後の課徴金と刑事罰の併科は，二重処罰禁止規定には違反しないと考えられる・・・（米国憲法上の二重処罰禁止規定に関する判例…上も問題ないと考えられる。）。

○ 他方，罪刑均衡原則については，加算制度の導入等により，課徴金の水準を違反行為による損失相当の水準まで引き上げたとしても，不利益の総体は，違反行為によって生ずる被害…と比較して著しく不均衡なものになるとはいえず，罪刑均衡原則には違反しない。

１０ 過去の研究会・懇談会報告書等における整理③

平成19年6月　独占禁止法基本問題懇談会報告書（抜粋）

Ⅲ　違反金制度の在り方

１　違反金と刑事罰の在り方

（1）　憲法の禁じる二重処罰

・・・判例，立法，学説の動向を踏まえ，本懇談会としては，違反行為を抑止するために課される行政上の金銭的不利益処分は，被処分者に対して制裁的な効果をもたらすとしても，刑事罰のように道義的な非難を目的とするものではなく，刑事罰と併科しても，憲法の禁止する二重処罰には当たらないという理解の下に，立法政策論として違反金と刑事罰の在り方を考えることとした。もとより，立法政策的判断においては，比例原則に留意するとともに，制度上，両者の目的の共通性が強まり二重処罰に当たるおそれが生じないようにしなければならない。

（3）併科の場合の調整規定について

・・・行政上の目的を達成するために課される違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり，独立した制度であることから，両者の金額調整は必ずしも必要ではないと考えられる。・・・

２　不当な取引制限，私的独占（支配型）に係る違反金の水準，算定方法等

（1）　違反金の水準等について

・・・違反金は違反抑止のための処分であるから，「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきであると考えられる。独占禁止法違反行為については，刑事罰の付加刑としての没収・追徴がないことも踏まえれば，違反金の水準として，少なくとも（擬制による）「不当利得相当額」を課すことが不可欠であり，摘発される確率等も踏まえて「やり得」「ばれて元々」とならないよう，適切な水準に設定すべきであると考えられる。

（2）　違反金の算定方法について

ア　基本的な考え方

・・・刑事罰と違反金は，それぞれ違反行為を抑止する効果を有する点で共通するが，刑事罰は，刑事手続を経て当該行為が犯罪であることを明確にするものであり，悪質性についても斟酌の上，量刑が行われる。これに対して，違反金は，制裁としての機能も持つが，違反抑止という行政上の目的を達成するための金銭的不利益処分である。このような両者の役割を踏まえれば，違反金は，抑止力を確保しつつ比較的簡明な制度とし，関連商品等売上高等に応じて機動的・効率的に納付を命じられるようにすることが適当と考えられる。・・・

１１ 我が国における他の課徴金制度の概要

	課徴金対象行為		課徴金の算定方法	対象期間	規模基準	加減算・免除等	罰金調整	罰則（自然人）	罰則（法人）
金融商品取引法	不公正取引	インサイダー取引	例）「重要事実公表後２週間の最高値×買付等数量」から「重要事実公表前に買付け等した株券等の価格×買付等数量」を控除した額	－	１万円未満は賦課しない	・5年以内の繰返し違反は1．5倍 ・一定の違反行為については，当局の調査前に報告を行った場合50%減額 法人による自己株の取得におけるインサイダー取引 継続開示書類・発行会時書類の虚偽記載 大量保有報告書の府提出 特定商圏等情報発行者等情報の虚偽等	没収・追徴相当額を課徴金額から控除	5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金又はこの併科	5億円以下の罰金
		相場操縦（仮装・馴合売買，違法な安定操作等）						10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科	7億円以下の罰金
		風説の流布又は偽計							
	有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）		例）募集・売出総額の2.25%（株券等の場合は4.5%）				－	虚偽記載：10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科 不提出：5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金又はこの併科	虚偽記載：7億円以下の罰金 不提出：5億円以下の罰金
	有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）		例）発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6又は600万円のいずれか大きい額				罰金相当額を控除		
	公開買付開始公告の不実施，公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等		例）買付総額の25%				－	5年以下の懲役若しくは5百万円以下の罰金又はこの併科	5億円以下の罰金
	大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等		例）当該報告書等に係る株券等の発行者の時価総額の10万分の1						
	プロ向け市場等における	特定証券等情報の不提供等，虚偽等	例）発行価額又は売付価格の総額の2.25%（株券等の場合は4.5%）						
		発行者等情報の虚偽等	例）600万円又は発行する株券等の市場価額の総額等の10万分の6のいずれか大きい額				罰金相当額を控除		
		発行者等情報の虚偽等への特定関与	手数料，報酬その他の対価として支払われ，又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額				－		
公認会計士法	故意による虚偽証明等		監査報酬相当額の1.5倍に相当する額	－	１万円未満は賦課しない	一定の業務停止，解散命令等を行う場合であって，課徴金の賦課が適当でないと認められるときは，課徴金納付を命じないことができる	－	－	－
	相当の注意を怠ったことによる重大な虚偽証明等		監査報酬相当額						
景品表示法	優良誤認表示，有利誤認表示		違反行為に係る商品・役務の売上額に3%を乗じて得た額に相当する額	最長3年間	150万円未満は賦課しない	・処分を予知する前に違反行為を報告した場合，50%減額 ・返金措置を実施した場合，返金額を課徴金から減額 ・事業者が相当の注意を怠った者でないときは，課徴金を課さない	－	－	－

１１ 我が国における他の課徴金制度の概要

	制度導入の背景・経緯	制度の趣旨・性格等
金融商品取引法	➢ 市場監視機能を強化することによって投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要であることから，信頼を阻害する違法行為に対して行政として適切な対応を行うため導入。 （平成16年5月27日参議院財政金融委員会　副大臣答弁）	➢ インサイダー取引等の証券取引法違反行為の抑止を図り，証券取引法規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために，証券取引法の一定の規範の違反者に対して金銭的負担を課する行政上の措置。 （平成16年5月27日参議院財政金融委員会　副大臣答弁） ➢ 課徴金の水準については，違反行為の抑止に必要最小限の水準として経済的利得相当額にとどめるとともに，金額の決定についても，裁量を排し，法律に基づき一義的，機械的な課徴金額が定まるような仕組み。 （平成17年4月20日衆議院財政金融委員会　大臣答弁）
公認会計士法	➢企業活動の多様化，複雑化，国際化，監査業務の複雑化，高度化，公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ，組織的監査の重要性が高まっている状況に対応するためするため，監査法人等に対する監督や監査法人等の責任の在り方の見直しとして課徴金制度を導入。 （平成19年5月25日衆議院財政金融委員会　提案理由説明）	➢ 法令違反について，違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことにより，違反行為がやり得とならないようにすることを通じて違反行為の抑止という目的を達成するもの。 （平成19年6月6日衆議院財務金融委員会　政府参考人答弁） ➢個々の違反行為に対して実効的かつきめの細かい対応を可能とする観点から，一定の行政処分を行う場合には課徴金納付命令を行わないことを可能としている。 （平成19年6月14日衆議院財務金融委員会　政府参考人答弁）
景品表示法	➢食品表示等の不正事案をはじめ不当表示によって消費者を誘引する事案の発生が後を絶たない状況にあり，不当表示を防止するため，抑止力を強化する必要があるため課徴金制度を導入。 ➢ あわせて，一般消費者の被害回復の観点から返金措置に応じた課徴金額の減額等の措置を導入。 （平成26年10月30日衆議院消費者問題特別委員会　改正法趣旨説明）	➢ 違反行為者に経済的不利益を課すことにより，不当表示規制の抑止力を高めることによって不当表示を防止するもの。 （平成26年10月30日衆議院消費者問題特別委員会　政府参考人答弁） ➢過去に不当表示を行った事業者の売上高営業利益率のデータを検討し，概ねの中央値である3%を算定率の基準としている。 ➢課徴金算定率を一律に設定している理由は，制度の透明性，公平性の確保の観点から，課徴金の賦課要件を明確に規定するとともに，迅速に処理できるようにしたため。 （平成26年11月6日衆議院消費者問題に特別委員会　大臣答弁）

５．今後の検討に向けて（37頁）

ア　今後，本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば，裁量型課徴金制度（注1）を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。

イ　EUの和解手続・確約手続（注2）のような仕組みの導入についても検討を進めていくことが適当である。

（注1）EUの制裁金制度のように，事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して，当局の裁量により課徴金額を決定する仕組み。

（注2）和解制度（settlement）とは，典型的には，当局が和解に適する事案であるかを判断した上で協議を開始し，事業者が違反行為に係る事実認定及び処分内容を争わないことを申し出て，当局が合意した場合には，手続を簡略化するとともに，制裁金を減額する仕組み。確約制度（commitment）とは，典型的には，事業者が効果的な提案をする意思を有するかを当局が判断した上で，事業者が問題解消措置を申し出て，当局が合意した場合には，当該措置が命令等で義務づけられるとともに，違反認定が行われず審査が終了する仕組み。